

福井の科学者

地域に根ざす科学者運動 **125**

2015・12

目 次

- 市民の直接行動は有効か
—安全保障関連法案に抗する JR 福井駅前「すわりこみ行動」
の5日間—
下 地 毅 (1)
- 戦争法案(安全保障法制関連法案)反対の闘い—中間点での総括
松 原 信 也 (18)
- 身近な水環境のはなし
三 浦 麻 (31)
- 新聞社およびジャーナリストの戦争責任と読売新聞大争議
高 木 秀 男 (36)
- =資料=
憲法違反の「安全保障関連法案」の廃案を求める声明
福井大学「有志の会」 (51)
- 編集後記 (52)

＝新著紹介＝

児玉一八・清水修二・野口邦和著

放射線被曝の理科・社会

—四年目の『福島の実態』—

かもがわ出版 2,000 円
A5 判並製 190 頁

目次

はじめに — 私たちが伝えたいこと

第1章 低線量被曝をめぐる論争を顕彰する

— 「分かっていること」と「分かっていること」

1. LNT仮説と放射線防御の考え方
2. 「内部被曝の恐怖」論を考える
3. 放射線被曝のリスクを考える—生物としての環境適応

第2章 「福島は住めない」のか

1. 『美味しんぼ』問題が浮き彫りにしたもの
2. どんな放射能がどれだけ出たのか
3. 除染は無駄なのか—除染の方法と効果

第3章 「福島の食品は危ない」のか

1. チェルノブイリ事故と食の安全
2. 福島の食品検査体制と検査結果
3. 安全な食のための方策

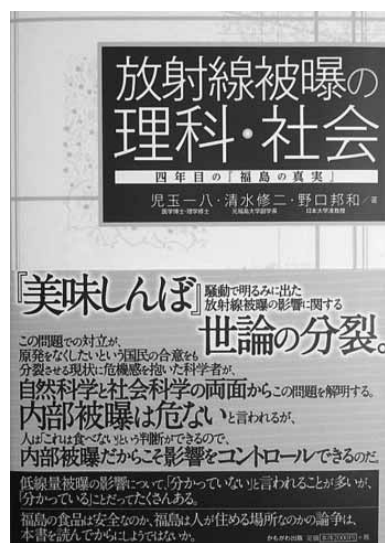
第4章 福島の今とこれから

1. 県内在住者から見た「反原発」とメディア
2. 福島での生活の現状と地域の将来
3. 県民健康調査で何が分かったか

第5章 原発住民運動と放射線問題

1. 原発を乗り越えるための国民的・思想的課題
2. 過半数住民の支持を得るために
— 科学者の役割・責任と論争の質
3. 住民運動の成長・発展のために考えるべきこと

あとがき — 科学への信頼の回復を



市民の直接行動は有効か —安全保障関連法案に抗する JR 福井駅前「すわりこみ行動」の5日間—

下 地 毅 (朝日新聞記者)

JR 福井駅の東側広場で 2015 年 9 月 14 ～ 18 日の 5 日間、安倍晋三政権の安全保障関連法案に抗する「ストップ！安保法制 すわりこみ行動」があった。東京・国会議事堂から直線距離だと 320 ㌾、車なら片道 530 ㌾の遠く離れた場所で、十数万人ともいわれた都心行動の規模にも遠くおよばず、多くて 60 人によるささやかな意思表示だった。この行動にかけつけた人々の声を記録に残したいと思う。広場の地べたに座りこんで訴えに耳を傾けつつツラツラと私が考えたこともつづりたい。

■ 1 日目 アツシを誘う ■

初日の 14 日、取材にいくまえに友人のアツシ (32) を「おまえ暇だろ。つきあえ」と誘った。「マジっすかー」とアツシ。「飯ぐらいはおごるからよ」と連れていったのには狙いがあった。一つは、取材の合間の暇つぶしのおしゃべり相手として。二つ目は半分冗談ながら、もし

も右翼の妨害があってもアツシと 2 人なら抗戦できそうだと考えたから。最後に、アツシの目に、このような市民行動がどのように映のだろうかを知りたかったからだ。こうしてアツシは 5 日間、JR 福井駅に通うことになった。

私たちが広場に着いたのは午後 1 時過ぎだった。主催の「ストップ！安保法制 福井県民集会実行委員会」は、いろいろな市民団体・労働団体・政党などで構成されている。「誰も来ていないじゃないっすかー」とアツシ。「そりゃそうだろ。座り込みは午後 3 時に始まって午後 6 時までだから」。ちかくの喫茶店で時間をつぶしながら、「どれぐらい来ますかね」と聞くアツシに、「こうした行動は『1 人はいる』で十分なんだよ、たぶん」と答えた。

午後 3 時 2 分、「平和憲法を未来につなぐ福井県民の会」会員でもある司会の宮下正一さん (66) のあいさつが聞こえてきた。あわてて駆けつけると、すでに事務机や椅子が置かれてい



座り込み第 1 日目

て、机の前の横断幕「強行採決を許さない！」が涼風にゆれていた。

屋敷紘美さん(71)がマイクを握った。2006年に発足した「九条の会・ふくい」の事務局長だ。「この10年間、憲法9条を守り、安倍首相の政策に反対する行動を地道にしてきました」「戦争への道を選ぶのか、70年間つづいている戦後民主主義を選ぶのか、この1週間が問われている」と訴えた。

集まった人は数えてみると30人だった。輪になって屋敷さんの訴えに耳を傾けている。ぼつぼつと増えていって、一方で帰る人もいて、後に43人となり、最終的には累計60人を超えた。

「戦争法案ストップ」と書かれた赤いプラカードがある。「憲法を守り民主主義を守る」と記された青いプラカードも、「憲法9条こそが私たちの『対案』です」もある。福井市の女性(65)は手作りのプラカード「日本の宝 9条を守りましょう」を持っていた。「私は立っているだけで何もできません。でも今日は腹がたって、みなさんといっしょに行動させていただいたかった。みなさんは未来のことを考えて行動している。だから自分もその中にはいって行動し

ようと来ました」と話した。

社民党福井県連の元幹事長・関俊雄さん(85)は「老骨にむち打って出てまいりました。自民党の支持者も『この法案はおかしい』と言っている。私は85歳になりますが過去の人と言っていられない。運動を通じて子や孫に『じいちゃん、よくがんばったね』と言われるように悔いを残さないようにがんばりたい」と言った。

安保法案を批判し反対する理由のひとつに、将来世代への責任を今を生きる私たちは負っているという倫理がある。「私たちはどのような世界を子や孫に残せるのか。自分たちはまがりなりにもこの70年間、平和を享受してきた。次の世代に残すのが戦争ならば、それこそ顔向けできない」というものだ。この考えは5日間、何度となく聞かれた。

マイクリレーが始まって、広場のベンチに座っていた福井市の男性(67)は「私はこういう運動は嫌いなんです」と言った。「でも、この法案はちょっとおかしいし、憲法が要らない時代になってしまう。安倍さんは『お前ら黙っている、私が代表者だ』だと言わんばかりだ。メディアも死んだなと思います。肝心なところで反対運動を小さくあつかって、そこの





無難なお祭りを映して、口を閉ざして、つくづく怖いなーと思います」。男性が冒頭に言った「孫から……」を私は聞き漏らしていたので、あらためて取材で聞きなおした。「将来、孫から『おじいちゃん、あの時に何か意思表示をしたのか』と問われたとき、『さやかながら表現の場所には出ていたよ』と言えるぐらいの最低限のことはしなければということです。やじ馬根性でもあるんですが」と言った。

黄色のプラカード「ストップ! 安保法制」を持っていた福井市の男性(65)は、子が4人、孫が4人いますと自己紹介をした。「孫自身が、その彼氏が戦争に取られたら大変なことになる。ここががんばり時だ」と言った。

「逆方向」の世代責任に触れたのは司会の宮下正一さんだ。宮下さんは「福井県平和・環境・人権センター」事務局長でもある。戦後うまれの自分の世代はかつて、どうして戦争に反対しなかったのかと親世代に問いただしたのだと振り返った。そして今、自分たちが問いただされる番になったという。「今この時に私たちががんばらないでどうするのか。がんばれば必ずや廃案に追いこめる」と語った。

午後4時31分、西日が建物の向こう側に完全に隠れて広場全体が日陰になった。横断幕「強

行採決を許さない!」が風にばたばたと揺れている。

大分県の大学3年生・川野慈さん(22)が、座り込み行動開始直後につづいてギターの即興歌を再び披露した。

♪ 戦争になったらギターも弾いてられない
戦争になったら歌も歌ってられない
おちおちイチャイチャもしてられない
通り過ぎていく高校生らに呼びかけるように
歌う。「分かっているのか」という説教調もた



まにまじる。反応があると「ありがとう」。夏休み中の川野さんは各地を旅行中だ。大阪であった若者らの反安保法制の集まりに参加したら、そこにいた福井県出身者と知り合いになり、その縁で前日の13日に福井市に遊びに来たという。私とアツシが県庁前で合流しJR福井駅へ行こうとしたとき、たまたま出会ったので連れてきたのだった。

わが友人アツシもマイクを握った。というよりも握らされた。「難しいことは分かりませんが、とりあえず憲法9条を守りましょう」。たどたどしく語ったアツシに、「よう言うた」とにこやかな表情で声をかけてくれたのは西村明宏さん(71)だ。2012年7月13日から毎週つづけられている福井県庁前反原発「金曜行動」に立ち続けている人でもある。

1日目のその他の発言——「教え子を再び戦場に送らない。その立場で廃案を求める。安倍政権の聞く耳を持たない態度が許せない。国民の声を聞かずに憲法を壊していくことをやらせていいのか(福井県高等学校教職員組合執行委員長の鈴木孝典さん〈57〉)▼「保守系の議員は本当に不勉強です。法案の中身さえ知らずに『戦争をしないために法律は必要だ』と安倍さんと同じことを言っているだけ。戦前の翼賛体制と一緒だ(共産党のあわら市議・山川知一郎さん)▼「秘密保護法が強行されたときもやり方に腹がたった。決してあきらめません(12万人が集まった国会前8月30日行動に参加し、若者たちの団体SEALDs(シールズ=自由と民主主義のための学生緊急行動)に「熱いものを感じた」という女性)▼「不勉強ですが歴史的な危機を感じています(男性)

■ 2日目 戦争の記憶 ■

龍田清成・社民党福井県連代表が「この中に戦争の遺族はいますか」と参加者に問いかけ

た。龍田さんは続けた。自分の父親は戦争から帰ってきたが、右肩に撃ち込まれた銃弾は戦後もずっと抜けなかった。父親の弟は24歳の時に沖縄で命を落とした。そんなことを語った。

戦争体験者の訴えが相次いだ5日間でもあった。

戦争の記憶を前面にだして話したのは1日目、坂井市の坪内輝澄さん(77)だったと思う。坪内さんは東京生まれ、6人きょうだいの次男。群馬への疎開で東京大空襲の難は逃れたが、1945年7月、福井に来たときに「なんでこんなに死体が多いんだろう」と思った。農道に、男か女かも分からないほど真っ黒に焦げきった遺体が「まるで石ころのように転がっていました」。福井大空襲の直後だったからあちこちの民家がまだ燃えていた。坪内さんの一家は戦争が終わっても極度の貧しさに悩まされた。川の水を風呂とし、毎日山にはいって食べ物をさがした。たまに村人から芋をもらった。「まるでクマか野良犬かカラスみたいな生活だった。あんなみじめな生活はもうしたくない」「ひとり殺して死刑になるのに、何千万人を殺す政治家はどうなのか。戦争ほどむごいものはない。死ぬまで反対に戦い続ける」。坪内さんは2日目にも「広島・長崎では何十万人も原爆で殺された。誰の責任ですか」と問うていた。

龍田清成さんの呼びかけに応じて、福井市の山野寿一さん(78)がマイクを握った。70年前の福井大空襲で母親を失ったこと、父親はシベリアに2年間抑留されたこと、敗戦の半年後に祖母が、3年後に祖父が亡くなったこと、そうしたことを話しながら、「私は小学3年生だった。国のため、天皇のために死ぬことをたたき込まれた。アメリカの後ろで、一緒に、肩代わりをして、殺し殺される時代にはいけない」と語った。

広場にふらりと立ち寄ったという短い白髪の

元大工（78）がマイクを渡されて「だまされない国民になろう」と遠慮がちに声をだした。

その後、私とアツシにいろいろと語ってくれた。

「まずね、殺し合いをする社会をつくってはいかん。殺し合いは破滅なんやで、話し合いでいかんといかん。大東亜戦争の時、みんな『お国のため』その一言でだまされたんやて。特攻に行くときは麻薬を飲まされて、家族を捨てて。本当に日本のことを思うならば、やっぱり国民をだますことに賛成したらいかん」

「日本の国家を思うと、安倍さんではなくて子や孫が大事なんだ。賛成した人も兵に引っぱられると後悔するんやて。人間死んだら終わらんや」

「戦争ははじめなもんやぞ。戦争に反対したら国家からも世間からも相手にされへんもん。国家に反対すると刑務所に入れられてしまうもん。社会全体を強引に仕組んでしまもの。そういう社会に持っていくんや。そんなふうに教育していくんや。陛下という名前を出したら直立不動だったんや。国家に協力せなんだら非国民として人間あつかいされなんだ」

「戦争だけはどんなことがあってもあかん。沖縄の人らは米軍上陸で逃げ歩いた。どれだけ怖かったんだろう。福井の空襲の時も逃げるのは怖かったけれど」

「大工をしていたからあっちゃこっちゃ行っただ。戦争に行った人の家で話も聞いたよ。ひどかったらしいのお、片っ端から殺して。中国の女性を木に縛りつけて暴行して。自分の身を守ろうとするとみんな殺害していかないととなるんや。戦争になると想像できない人間の心理になってしまう」

老元大工はアツシに「あー、話してすっきりした」と言った。

こうした戦争体験者の訴えを聞きながら私は、

戦後 70 年企画の新聞連載のために沖縄戦の生き残りたるオジイやオバアを取材していた今年 5～6 月のことを思いだした。沖縄で会ったオジイやオバアは、米軍基地の問題について、「中国が攻めてきたらどうするんだ」式の空虚な安全保障論を語ることはなかった。安全保障論が空虚だというのは、肥大化をつづける中国の軍事力に対して騒ぎすぎだということではない。空虚さの核心は、「決して戦争にはならないだろうし、なったとしても自分だけは戦場に送られるはずがない」という奇妙な安心感とともに語られているところにある。これに対してオジイやオバアは、基地があるから真っ先に狙われてしまう、自分や子や孫や隣の人や他国の人や他民族の人が殺されてしまうという、具体的なことと結びつけて米軍基地の問題を語っていた。その姿が、JR 福井駅東側広場に集まって安保法案批判を語る戦争体験者と重なるのだった。

安保法案が成立したらたちまち戦争となるのだろうか。明日にも日本が焦土となると考えているほど、座り込み行動に集まった戦争体験者はウブではないだろう。そうではなくて、戦争体験者には沖縄のオジイやオバアらと同じように直感のようなものがあるのだ。戦禍をくぐり抜けることで得た直感だ。これが「戦争につながる芽」に敏感に反応しているのだ。人が殺し殺される戦場の具体的な風景をまるで知らない政治家や評論家のさかしらな知識ではなく、身体に刻みこまれたこの洞察力にこそ、「正しい見方」はあると私は信じる。

これは初日のことだが、福井市の年金者・尾谷誠さん（75）がこう話していた。「戦前はじわじわと治安維持法で首を絞められてきた。今わたしたちは日本国憲法のもとで自由に発言できます。安倍首相のむちゃをのりこえる力が今の憲法にはあると思います」

尾谷さんの言葉をうけて福井市の村井慶三さ

ん(74)がさらに詳しく語った。村井さんは治安維持法・同盟福井県本部の事務局長。「戦前は治安維持法で国民を弾圧し、国家総動員法を出してきた。人々は良心をねじ曲げられ、戦争へと突き進んでいった。去年末には秘密保護法が成立した。今に牙をむいて、戦争法案に基づく戦争への危険な道をまた歩み始めるでしょう」

村井さんは小さなパンフレットも配っていた。その『弾圧に抗して 平和と民主主義を求めた人々 治安維持法と福井県』によると、戦前の弾圧立法は1900年の治安警察法にはじまる。1925年に治安維持法が公布されて3年後には最高刑が死刑となった。福井県関係者の検挙は1910年の古河力作(大逆罪)にはじまり、有名どころでは1932年に作家高見順(治安維持法)が、1934年には俳優宇野重吉(治安維持法)がやられている。

戦前の「物言えば唇寒し」は治安維持法ひとつでもたらされたものではなかった。パンフレットに補足すると、1899年の旧軍機保護法を手はじめに、要塞地帯法・船舶法・陸軍刑法改正・軍機保護法全面改正・国家総動員法などをつづき、1941年の国防保安法となった。新聞の世界ならば、1873年の新聞紙条目が、1875年に新聞紙条例となって讒謗律がつくられ、1909年に新聞紙法となった。

治安維持法は最初から「あの治安維持法」であつたわけではない。最初は無政府主義者と共産主義者だけ、それらだけを取り締まるためのものとされた。たちまち拡大解釈と拡大適用が繰り返され、作られた「犯罪」の一つひとつが既成事実として積み重ねられていった。そうして「あの治安維持法」となった。戦前の弾圧立法の多くが同じ経過をたどった。その末の「1945年8月15日」であつた。

戦争はある日に突然おこる災害ではない。

「芽」が、人々の無関心を養分としてすくすくと育っていった。気づいたときには人々の目・耳・口そして心をも縛りあげて、そうして起こる必然的なものだ。戦争大歓迎の本質的バカはさておき、「戦争になったら反対する」という「良心的」な人もいるが、「反対できないのが戦争」だ。弾圧立法は弾圧立法だけでは機能しない。拡大解釈・拡大適用・既成事実の積み重ねに呼応してそれらを強烈に後押しし熱烈に支持する広範な「世論」を不可欠なものとする。もはやこの時点に達すると、「反戦」を口にする者は「奇妙奇天烈な変人」であり「空気を読めない人」となる。当時の言葉で言うと「非国民」だ。尾谷さんの「じわじわと……首を絞められてきた」という指摘も、白髪の前大工の「戦争に反対したら国家からも世間からも相手にされへんもん」という言葉も、このことを指している。

戦争体験者のセンサーは、今回の安保法案も「芽」であるから、それも巨大な芽でありすでに幹と化しているかもしれないので、早期に摘み取り早期に刈り取りと警報を発しつづけている。

村井さんは2日目にも語った。「戦争をする前に国家は国民をだまします。戦前もアジアの平和や繁栄のためにと言っていた。ウソの上に自由まで奪いそして弾圧していった。それを見抜いていかないといけない。まだ自由があるうちに」

4日目のことだが、福井市の山本勝美さん(85)が杖と傘を持って来た。帽子を取ってマイクを握った。1944年11月、15歳で海軍の予科練に入ったことから説き起こした。「戦争は始めることは始められるが、やめることはできないんです。歯止めがきかないんです。それが戦争です」「何もかも天皇陛下のせいにして私達を人殺しするように仕立てるんです。人殺しが軍隊の役目なんです。人を殺したら勲章をもらえるのが戦争です」

山本さんによると、予科練に入って5日目か6日目のことだったという。上官に言われたそうだ。「敵地で不時着したとき、山川草木すべてが敵だ。殺すか殺されるかが戦争の真実だ」「貴様たちの1人や2人を殺しても私は何の罪にもならん」。勇ましかった上官は本当に勇ましかったのか。山本さんの予科練のある九州は、連日グラマンの機銃掃射を受けていた。ある日の機銃掃射の時、「その上官は私の後ろに来て隠れるんですよ。最後になると人間は自分をかばうんです。戦争は人間性を阻害する。だから戦争は人間のすることじゃないんです」

山本さんは優しい人なのだろう。上官を責めることなく上官にそうさせた「人間性を阻害する」戦争を指弾した。原爆によって大勢が殺されたと訴えた坪内さんにしても、殺し殺されることの重大性を身をもって知っているからこそ、「誰の責任ですか」とその先を言わなかった。

ならば代弁しよう。先の戦争時、「お国のために死んでこい」と命じたエライ人ほど自分は死ななかった。責任者ほど逃げた。逃げてその後の人生を謳歌した。次の戦争では「愛国心に

燃ゆるエライ人」こそ真っ先に最前線に赴いてくれ。「カネを出すだけではなくて血も流すこと」こそ安全保障の要諦と力説している諸君の敢闘精神と愛国心の発露を私は期待している。

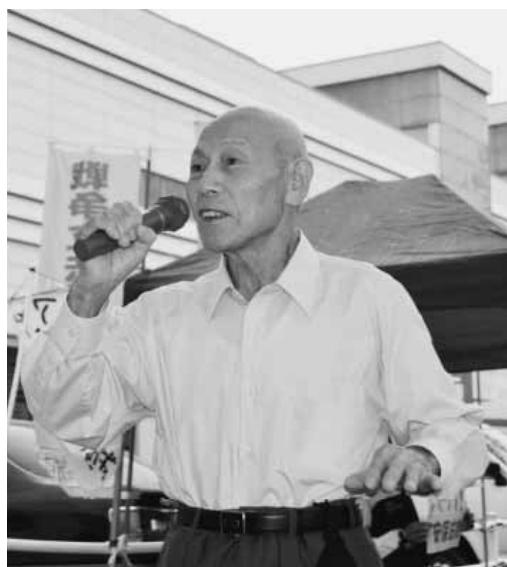
最後に山本さんは訴えた。「自民党は戦争をする国にしようとしている。これを変えるには国民が反対の世論を盛りあげるしかないんです」

山本さんはまた取材に、作家百田尚樹氏の「永遠の0」を嗤った。「零戦は世界の名機だと言っていますが、それは最初のしばらくだけ。真珠湾で活躍したのも不意打ちだったからです。グラマンが来ると全然相手にならなかった。名機というのは幻なんです。国威発揚に利用しただけなんです」

おなじ4日目には、司会の宮下正一さんも戦争体験を語った。「僕のおやじはインパールへ行きました。戦争に行く前は太っていたのに、帰国後は骨と皮になっていた。マラリアにかかって死ぬ間際までいった。ある日、重い口を開きました。『戦争では鉄砲の弾が当たって死ぬのはほとんどいなかった。川を渡るとき、装備の重さで溺れ死ぬ。それと飢えと病気だ』と」

実際、歴史学者の藤原彰氏らによるこれまでの様々な調査によると、日本兵の死者は「戦闘による『純粹』な戦死者」よりも、ずさん極まる兵站を原因とする傷病死・栄養失調死・餓死がはるかに多かった。これが、1937年からの日中全面戦争や1941年からの太平洋戦争だけでなく、近代日本の最初の侵略である1874年の台湾出兵いらいの日本軍の伝統だ。

竹内謙二さん（85）も4日目に語った。「戦争が終わったとき、16歳でした。物心ついたときから日本はずっと戦争をしてきた。戦後、社会科の教員になりました。昭和32年か33年のころでしたか、その時、日本はいっぺんも戦争をしていないなと思いました。安倍さんは



戦争法案を通そうとがんばっている。これに負けてはいけない。アメリカの要求に従って自衛隊を出そうとしている。安倍さんの取りもどす日本というのは、戦前の状態に戻すということです。その執念の根底には日本帝国の再現がある」

差し入れのドーナツが配られた2日目のその他の発言——「いま言わなければ、いま止めなければ、安倍さんは国民の声を聞いて欲しい。耳を傾けたら止めないといけない法案だ」(敦賀市の女性) ▼「もしも強行採決したら、それは自民・公明の終わりの始まりだ」(男性) ▼「鯖江で宣伝活動をしているとき、中学生が2人きて『僕ら戦争に行かんといけないのか』と聞いてきました。子どもたちが心配している。大人たちががんばらないといけない」(共産党福井県委員会書記長の金元幸枝さん) ▼福井市の東郷憲一郎さん(69)は、国連教育科学文化機関(ユネスコ)の憲章前文を読んだ。「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」 ▼「ひとりの母親として参りました。子どもの未来に戦争がある。それを思うだけで胸いっぱいになって耐えられない」「国民の思いに沿った政治をして欲しい。そうすると法案は撤回すべきものだ」(小学生の子ども2人を育てている福井市の岩佐紀子さん(42)) ▼「安倍さんは自分が戦争に行かんから好き勝手している、という言葉女子高校生から聞きました」(山川知一郎さん) ▼「暴力で暴力を制することはさらなる暴力を呼ぶ」(鯖江市の男性(66)) ▼「若者にとって『戦争をする』が格好よくて『平和を求める』は格好悪いことになっていないか。格好悪いことだけでも大事だ、というところに人間の知恵がある」(簡衣姿で来た僧侶の守逸巳さん(57))

■3日目 もどかしさと「そこにいる」意味■

「私たちは戦争立法に反対します」と書かれた紙を持って座り込み参加者の行列に加わった女性がいた。鮮やかな青いジーンズをはき、青いスニーカーは桃色の靴ひもで結われている。一言どうぞと司会に誘われて女性は戸惑い、遠慮し、意を決したようにマイクを握った。

「私は33歳です。戦争を知らずに生まれて育ちました。でも『戦争の遺産』としてここで暮らしています。戦争の悲惨さ、恐ろしさ、残酷さ、悲しさを若い人に少しでも考えてもらえたらとここに来ました」

自身を「戦争の遺産」と表現した理由を取材した。

在日コリアン3世という。女性によると、戦前に祖父が、日本の植民地にされてまともに暮らせなくなった朝鮮半島から、職を求めて来日した。1950年からの朝鮮戦争で帰国の機会をますます奪われて、日本で亡くなった。「戦争がなければ私は日本で生まれていなかったかもしれない。私が日本で生まれたこと自体が戦争を語るものです」。それが「戦争の遺産」の意味だった。

「私は日本が好きだし、ふるさとと感じている」とも語った。その「ふるさと」は、在日コリアンへの残酷さをむき出しにしている。例えば京都朝鮮第一初級学校へのヘイトスピーチ事件。女性はニュースで知り、「どうして、ただここで生きていくということが許されないの」と思った。カッターの刃入り封筒が職場に送られてきたこともある。

『ふるさと』がどんどんおかしい方向に向かっていると感じます。その延長線上に安保法案が出てきた。止めたい。でも私には選挙権がない」

座り込み参加者は60代以上が多い。その周りを通りすぎていく人々。不快の視線を投げす

てていく人もいる。通りすぎていく人々の風景をながめっていると、こうした市民活動は無力的だろうかという思いにとらわれることもある。

参加者は懸命に語りかけた。例えば最終5日目、「戦場に行くのは私ではなく、若い人が歩いています、その歩いている皆さんなんです。そんな日本を作ってはいけない」（民主党の永平寺町議・上坂久則さん〈68〉）。また例えば4日目、「歩いている皆さん、友人が、恋人が殺し殺されるかも知れないと想像して欲しい」（男性）と……。

雨はひとしく降りそそいでいても、見ている風景は私とあなたとではまるで違うのだろうか。とくに若者よ、いっしょに声をあげてくれ。そんな思いが訴えににじむ。

もどかしさを最も感じていたのは、先の在日コリアンの女性だったろう。彼女は朝鮮籍だから選挙権はない。最終5日目にも駆けつけてマイクを握った。初日とはうってかわって堂々としたものだった。「政治的意思表明の手段としてここにいます。私にはこれしか方法がないんです」「ぼんやりしている間にファシズムはみんなの後ろに近づいてくるんです。気づいたらもう逃げられなくなっているんです。後であの時に止めておけばと思う前に、今ちょっと立ち止まって考えましょうよ。兵器で守られる『平和』は本物ではありません。戦後70年を80年、90年、100年と永久に続けていくのはみなさんです。私は国民ではないけれど、友人として国民の皆さんと力をあわせたい。子どもを迎えに行くまえに立ち寄って握ったマイクの声は、切々たる響きがあった。

福井市の女性（39）は計3日間、参加者の輪や列の端にいた。こうした集まりに参加するのは初めてだという。

女性は、座ってみて気づいたことがあった。通りすぎていく人はただ通りすぎているのでは

なかった。自分と目を合わせないようにしていた。会釈する人もいた。伏し目がちの表情はその人なりの表現なのだったと思った。そうして女性は、通りすぎていく人たちを今までの自分と重ねあわせた。「何かしらの思いはある。でも出せない。その気持ち、分かる。私もそうだから」

誰かによる何かしらの行動は、見ている人の心で残像となる。

通りすぎていく人は、その時は意味が分からなくても、覚えるのが共感ではなくて反発であつたとしても、何かしらを心にとめおく。身体は通りすぎていても、心のどこかが座り込み行動の人々の存在にひっかかっている。

それらの残像や共感や反発やひっかかりが、いつの日にかの行動へとつながることもある。

3日目と4日目にマイクを握った元教諭の南部美弥子さん（67）は座り込み行動の最中、多くの人が国会を取り巻いた60年安保を思いうかべていた。当時はテレビで見ていて意味が分からなかった。しかし、「そういうことがあったな」と心の片隅に残ったことが、55年後の今の行動につながったという。「あれがなければ立つことはなかった」。だから今日、南部さんは道行く若者に呼びかけた。「私たちの声を耳の片隅に、姿を目の端っこに入れておいて欲しい」

座り込み行動の初日、敗戦の年の1945年に国民学校にはいって1から10まで軍国少年をつくる授業をうけたと憤る、福井大学名誉教授の隼田嘉彦さん（76）は語った。「60年安保のときも『戦争が起きる』と言っていて、その後起こらなかったから（あの大規模なデモや訴えは）間違っていると言われた。たしかに戦争は起きていない。しかし、あれだけの大きな行動になったからこそ、そして憲法9条があったからこそ（日米安保条約の発動たる戦争を）できなかったということだ」。そうして隼田さんは

「だから今回も、黙って通すよりも徹底的に抵抗をする必要がある」と指摘した。もしも安保法案が成立したとしても、人々が反対の声をあげつづけることで、法律の適用すなわち戦争の発動を止めることができるということだ。

これらの声を聞きながら、市民の街頭行動にはどういう影響力があるのだろうかと考えた。私が働くマスコミの世界を取りあげてみたい。

2011年3月の東日本大震災と東京電力福島第一原発の爆発事故の後、全国紙ならば朝日新聞・毎日新聞に反原発・脱原発デモの記事が載ることは珍しいことではなくなった。(質と量が十分なのかは別問題。市民行動を黙殺するか取りあげる際には「特定の団体や組織とのつながりを強調すること」を編集方針にしているかのような読売新聞・日本経済新聞・産経新聞もある。市民行動を「好意的」に取りあげている新聞も、よく読めば「政党や労組といった既存の組織とは無関係に普通の若者やママが集まっている」と注釈めいたものをつけていることが分かる。特定にしる既存にしる団体や組織に「有関係」の人は「普通」の市民ではないのかという問題ものころ)

では、「3・11」前はどうかだったのか。私は1997年に新聞記者になった。デモの取材をした記憶はほとんどない。記事にしたことは皆無といい、それが新聞社内の常識であった。

なぜか。

私が新聞記者を志したとき、「小さな声にこそ大切な事実が含まれている」と考えていた。その志を実践してきたのかと問われれば自信はないが、考えは今も変えていないつもりだ。このような立場の新聞記者にとって、取材対象は戦争体験者であったり、日本の加害責任を問う市民活動であったり、労働災害や公害の被害者であったり、貧困や自殺の問題であったりする。これらの活動にとりくむ人たちは、デモなどの

市民行動とすくなくならず親和性がある人たちでもあった。

それなのに私は、彼らが訴える問題は取材しても、彼らが問題を社会に訴える行動は取材しなかった。

再び「なぜか」。

デモなどは特定の立場の人・特定の団体に所属している人・特定の組織と関係のある人がするものであり、記事にすることは「特定」を利用するものだという偏見があったからだ。この浅はかさは現在のマスメディアに広く深く浸透している。すくなくとも私が働く新聞社に「デモは取材するな」という編集方針はないし指示もない。そのような社員教育も受けたことがない。事態はより深刻だ。「そういうものなのだ」という空気、とらえどころのない雰囲気のようなものに自分の判断を委ねてしまっていたのだ。

私にとって一つの転機となったのは東日本大震災だった。避難所を連日まわり、体育館の冷たい床の上に座りこんでいる被災者に声をかけて話を聞いていた。前の私ならば、迫り来る津波からどのように間髪逃げたのかの場面を詳細に聞き取って終わりにしていただろう。記事にするのにはそれで十分だから。だって、「はあ、ところで今日は少し暖かいねえ」といった言葉は記事の本筋に関係ないのだから。

こうした私の思いあがりとは無関係に、この地には多くの命が失われた事実があった。私の目の前にいる人はその命がある。命の大切さとか貴さとかは、生と死を境にして変わるものなのか。死・地震・津波・原発事故といった「誰が見ても聞いても大変だと思うこと」はもちろん取材するけれど、「被災者のなんでもないように見えたり聞こえたりするしぐさやつぶやき」も、生と命を構成する大切な存在であり無視していいものではないはずだ。被災地を歩

くうちにそんなことを考えさせられ気づかされた。まったく、こんな当たり前のことに東日本大震災が起こるまで気づかなかったとは、「小さな声にこそ大切な事実が含まれている」という志のあまりのニセモノぶりよ。

震災の現場を去って日常の取材に戻ったとき、そこには人々による反原発デモの光景があった。人々の声は「また、私たちの声を無視するのか」「また、デモなんて『そういうものだ』と考える日々を過ごしていくのか」と私に問いかけているような気がした。以来、私はデモの記事を書くようになった。参加者の訴えの中には「同じことを前にも聞いたなあ」「うーん、あんまりこの問題とは関係がないなあ」と感じる言葉もある。それでいい。人々が声を発すること自体が大切なことであり、あらゆる声それ自体が記録に値するかけがえのないものなのだ——そんな確信を、東日本大震災とその後の市民による街頭行動は私に与えてくれた。マスコミ企業が変わったのかどうかは知らない。市民行動だけで変わるほど今のマスコミの病巣は浅くはない。少なくとも私は影響をうけた。だからこの5日間も取材する。

3日目のその他の発言——「法案の違憲性は言うまでもありません。申し訳ないけれど安倍さんには知性がない。むちゃくちゃな理由で法案を通そうとしている。力の限り阻止したい」(2014年9月に食道癌の手術をして声がかれている福井県革新懇事務局長の松原信也さん〈73〉)▼「昔のことを言うと笑われますが、今の若い人に戦争の悲しさ・つらさ・寂しさを味わわせたくない」(元教諭の女性)▼「自衛隊にいる人も私たちの教え子です。その子どもが戦場に行くのは絶対に反対です」(元小学校教諭の南部美弥子さん)▼鯖江市の中林均さん(66)は安倍首相の「積極的平和主義」の意味を問い直した。本来の「積極的平和」とは、差別

別や貧困など社会のゆがみを解消するべく行動すること、という提唱者ヨハン・ガルトゥング博士の定義を説明。ユニセフや国境なき医師団に「ささやかな額」を寄付している自身の実践方法も紹介した▼「暗澹たる気分だ。腹が立ちますが、野党は最後まで抵抗すると言っている。福井の地で後押しする行動を続けていこうと思います」(福井市の大久保公夫さん〈60〉)▼「私の息子は45歳です。『お父さん、仕事で行けない』と言っていました。お前の分まで行ってくるから安心しろとここに来ました」「平和憲法の要は9条なんです」「ひとりひとりが家族の中で、地域の中で、話を進めていくことが大事だ」(男性)▼「87歳の母親の介護が休みになって来ました。安倍さんの話を聞いてみると、後方支援と言っても安全なところはないんじゃないと素人でもおかしいんじゃないと分かります」(敦賀市の女性〈57〉)▼福井市の荒川勝巳さん(64)は「NHKはアベちゃんの広報(後方)支援やめよ」と書いたプラカードを掲げた。「NHKのみなさん、失礼しました」。後ろで聞いていたNHKカメラマンが頭を下げた▼「アメリカはイラク戦争で何十万人も虐殺しました。今回の法案が通れば給油という軍事行動をすることになる。こういう戦争をさせたくない。次の参院選後に憲法を変えるのが政府の狙いだろう。法案が通れば日本は戦争の道に突き進んでいくと思います」(男性)▼鯖江市の元郵便局員高島文明さん(75)が沈黙と無関心の罪というマーティン・ルーサー・キング牧師の言葉を紹介した▼「NHKを止めたいけれど、電話をしただけですら1年分を払っていませんと言われました。来年はお断りします。あまりにもひどい」(男性)▼「アメリカの戦争に日本がかり出される法律です。何としても戦争法案を止めたい。日本の民主主義を守りたい」(永平寺町の金元友さん〈32〉)

■ 4日目と5日目 ■

4日目の17日午後4時45分、安保法案が参院特別委で採決されたというニュースが座り込み参加者に伝えられた。

山川知一郎さんが「こんな暴挙は許されない、国の在り方が根本的に壊されてしまう」と言った。

誰かが「まだ本会議がある、力強い市民の動きがある、日本を悪い方向へ行かせないという声が出てきている」とつづけた。

弁護士の島田広さん(47)は昨年7月、集団的自衛権に関する閣議決定を知って涙を流したという。10歳になる我が子を思い、「どうして、この子に戦争を残さなければならぬのかと悔しくて」と、「今日も同じ思いをするのは残念だが、状況を変えていく闘いはこれからです。憲法をどう血肉化していくのかという闘いです。政治的立場を超えて人々のつながりがでてきた。ここに憲法と民主主義の力があらわれている。憲法は最高法規であり、これに反する法律は無効だ。憲法の擁護義務に国会議員が目もくれないというこの状況は、変えていかねばいけません。まだ憲法は改悪されたわけじゃない。これから違憲訴訟が起こされていくでしょう。それを支える市民運動も大事です」

午後5時22分、福井市にある随應寺の小野寺恭子さん(59)が、「マイク、マイク、マイクはどこー」と参加者の周りをあちこちうろついている。通りかかった永平寺町の会社員男性(27)が自分も意見を述べたいとやってきていたので、彼に話させたいという。こうしてマイクを渡された男性は「悲しいです。強行採決する時間があるならば、国民と話し合う時間を設けるべきです。若い人を戦場に送る予算があるならば、災害で苦しむ人のために、人を助けるためにお金を使うべきです」と話した。

屋敷紘美さんは、エドワード・W・サイード

の「意志的楽観主義」を紹介した。イスラエルの弾圧に何十年もさらされ続けているパレスチナ人にとって、展望の見えない日々の中においても抵抗はやめられないことだ。それを考えるとき私たちに「落ち込んでいる暇はない」というものだった。

座り込み行動最終の5日目、福井大学教育地域科学部特命教授の山根清志さん(67)は「今回の子どもだましには我慢ならない」と安倍政権の国会答弁を振り返った。①安倍政権には論理というものが無い、②理詰めで迫られると答えられないから、話をそらすか、同じことを繰り返す、③だから議論が成立しない、④だから数の力で押し通す——そのうえで山根さんは「今回の間違いが人間のしたことならば、このまずい結果を変えるのも人間だ。それを私たちがやっていくしかないだろう。安倍政権を打倒するしかよきはない」と訴えた。

山根さんは3日目にも、安保法案をめぐるどうしても許せないことが二つあると語っていた。まず①内容が許せない、そして②やり方が許せない。山根さんは②をくわしく解説した。「内閣総理大臣は誰よりも憲法遵守義務に縛られている。権力を縛る憲法に縛られる第一人者の人物が、憲法を最も遵守しなければいけない人物が、憲法違反の法案をぎりぎり押し通そうとしている。文字どおり立憲主義の破壊であり、法治主義の破壊だ。こんな手法で法案を通すと、これからさき何でもできることになる。閣議決定さえすれば後は数の力で押し切れるという極めて危険なやり方だ。その意味でこの法案は何が何でも通しちゃいかん」

政権側の姿勢の何が間違っているのか。5日間の取材中、私はたまたま再刊されたばかりの文庫本を読んでいて、取材とはまったく関係なしに一日を終えての生き抜き用にと買ったもので、40年以上前の新聞コラムをまとめたもの

だったが、いまにまったく当てはまることだと目を離せなくなった。一部を引用する。

「独りよがりの人には正しい筋道を聞かされても、それを評価する耳を持たない」

「多数決とは手続きの話であって、結論の適否を保証するものではない」

「表決だけを問題にするなら、多数派が勝つことははじめから自明のことだ。討論は儀式となり、居眠りをしていればよいだろう。しかし民主的な討議とは、多数派が少数派の批判にたえられるかどうかのためされる過程にこそ、意味がある」

「形だけはいんぎんで、ていねいで、中身がない。つまり本当の言葉がないから、せっかくの質問も空中分解してしまう」

「内容のとぼしく、あいまいな言葉を何度も、何度も、人の耳に吹き込むこと。人間の理性より、情緒に訴えた方が都合がよく、手っ取り早いというファシズムの手口がある」

「納得できる事実もなしに、米政府を信じなさい、それを信じる日本政府も信じなさい、といわれても困る」(朝日文庫『深代惇郎の天声人語』2015年9月発行)

自民党自身の言葉を引くのも一興だろう。

2009年12月16日、民主党政権下にあった自民党政務調査会「政治主導」の在り方検証・検討PT(座長・林芳正政務調査会長代理)は、つぎのような緊急提言をだしている。

「憲法は、主権者である国民が政府・国会の権限を制限するための法であるという性格をもち、その解釈が、政治的恣意によって安易に変更されることは、国民主権の基本原則の観点から許されない」

まったくその通りです、と言うしかない。

あるいは、2010年6月1日にPTが発表した『『真の政治主導』の実現に向けて』

「我が党は、国会運営においても、与野党の

真摯な対話により円満な合意形成を図ってきた。これは、まさに日本国憲法の基本原理である『民主』と『自由』の双方の表れである。／民主党は、野党時代の姿勢とは正反対に、『自由』(権力抑制的姿勢＝野党・少数会派への十分な配慮)なしの『民主』(数がすべての多数決民主主義)一辺倒の国会運営を行っているが、これは議会制民主主義の否定に等しい」

これもまったくその通りです、と言うしかない。

これらを読んで今回の安保法案をめぐる安倍政権・自民党のふるまいを見てみると、みずからの言葉を公然・平然と裏切^{てん}って恬として恥じるところがないと分かる。

4日目の主な発言——「おなかがすいて声が出ないんですが……。特定秘密保護法、集団的自衛権容認の閣議決定、そして安保法案強行と負け続けてきた。負けてもまた始めればいい。その精神で来年の参院選そして改憲の動きに立ち向かおう。やれるところまでやる。やらないと後で2倍3倍になって返ってくる」(反安保法案の「断食祈念行動」を9月10日午前6時から県庁前で始めた坂井市の石森修一郎さん〈68〉)▼「憲法を守るべき総理が改憲を訴えるのは、泥棒が刑法を変えろと主張するのと同じだ。政治のイロハを知らない人が総理になっている不幸」(福井エスプラント会代表の北川昭二さん〈72〉)▼「このままだと民主主義国家が崩壊する。一人ひとりが時間のない中で少しでも発言していかなければならない」(福井大学准教授の長谷川裕子さん〈43〉)▼「私は小学5年の時に天皇陛下の『お言葉』を聞いてがっかりしました。戦争をがんばると思っていたので、負けたと分かった瞬間、もう戦争に行かれんのかとがっかりしたわけです。教育はそれだけ効果があるんです。いま考えると教育の効果で戦争ボケしていたわけです。安倍さん

は日本を取りもどすというが、これは明治憲法の時代まで取りもどすということ。まったく国民をだましている」「年寄りもあかんが若いもんもあかんと思っていた。今は若いもんが出てくるようになりました。若者は動物的感覚で崖っぷちにさらされていると受けとめている。安保法案は廃案にして70年の平和を継続していこう」(坂井市の小林正一さん〈81〉)

5日目の主な発言——「日本の平和を守ってきたのは憲法9条だ。そしてみんなが懸命に働いてきたからだ。戦争を体験した高齢者が亡くなっていく中で、これから憲法を守り続けていくには憲法を知り行動していくしかない」(小浜市の高山清さん〈75〉) ▼「参議院が良識の府というのは無くなった」(男性) ▼「建国以来戦争を続けているアメリカの価値観を国民におしつけるものだ。日本はアジアの孤児となる」(男性) ▼「議論を許さないという点で自民党はブラック企業と同じだ。始末が悪い。社長の安倍さんは人の話を聞かない。知性のかけらもない。安倍さんの取りもどす日本とは、民主主義のない戦争をする国のことだ。私たちは民主主義を取り戻す闘いをあきらめずに続けていかなければいけない」(大久保公夫さ

ん) ▼「私は戦争が終わった昭和20年に生まれました。ずっと平和な時代を歩んできました。戦前は法律を守らないとしてたくさんの人が犠牲になりました。しかし現代は法律の上に憲法があります」(女性) ▼「残念です。心から怒りを禁じ得ません。日本はかつて国民を、アジアの人を犠牲にし、その反省から世界に冠たる平和憲法を持ちました。それで先の戦争を反省したわけです。今回の欺瞞性に世界は怒るだろう」(関俊雄さん) ▼「いよいよ強行採決されました。11本の法律を一括して出し、憲法に違反して、首相や防衛相も説明できず、審議中断も参院だけで100回以上ありました。集団的自衛権を持ちだしてアメリカと一緒に外国と武力で闘うのは憲法に違反しています。戦争ほど愚かで悲しいことはありません。家を壊し、人を壊し、未来を壊し、金が無くなり、恨み、妬みがあって愚の骨頂です。医療や社会保障を削り、格差が広がるばかりです。一度始まると止まらないのが戦争です」(坪内輝澄さん) ▼「数の力で押し通すことに怒りを禁じ得ない。闘いは長く続きます。あきらめることなくがんばろうではありませんか」(男性) ▼「さきほど27歳の青年が話しかけてきました。どういう団体



ですか？ 60 歳以上が多いですね、福井にはシールズみたいなのは無いんですか？ と、総理が憲法を踏みにじっていることが許せない人の集まりですと答えました。どういう戦い方をするんですか？ と聞くので、参院選で落としたいと言った。青年はぜひ、と言っていました」（男性）▼「憲法がいよいよ危ない。憲法は素晴らしいんです。それが安倍さんの一存で変えられるのは残念です。来年の参院選で自民党一党独裁をやめさせないといけな。今日は残念な結果ですが、来年に向けて地道に活動するきっかけにしようではありませんか。私たちの行動は絶対にやめてはいけません。でも毎日毎日は大変だ。節目節目でもいい」（福井市の男性〈76〉）▼「デモが恥ずかしい人だっている。友達と、家族とちょっと話をする。それだって意思表示だ。おかしいと思ったら、みんなが自分のできる意思表示をすればいい」（福井市の由田昭活さん〈73〉）▼「民主主義のルールを無視した政府に怒りを抑えられず、一個人として行動をしなければここにきました。個人の力は小さいけれど、法案に賛成した議員の名前は忘れないでいたい」（福井市の徳岡幹夫さん〈62〉）。

今回の座り込み行動は戦争法案への異議申し立ての第一歩にすぎない。来年 2016 年の参院選が第二歩だ。そんな訴えに最も力が入ったのが 5 日目だった。

■そしてアツシと■

私に誘われて座り込み行動に毎日参加したアツシ（32）は求職中だ。喫茶店でコーヒを飲みながら、「こんなことをしていいのかなあ」と私に打ち明けたことがある。みんな仕事や家庭がしっかりあって、そのうえでここに来ている。それなのに自分は……ということだった。

「戦争は残酷だ」「日本を守ってきたのは憲

法 9 条だ」。参加者の訴えの一つひとつはその通りなのだろうとアツシは感じている。しかし、5 日間のなかで心に最も響いた言葉は、3 日目の中林均さんの訴えだったという。

中林さんは安倍首相の積極的平和主義の間違いを指摘した後、こうも語っていた——自分には 30 代の息子 2 人がいてともに未婚だ。安保法案への考えを聞くと、「賛成派も反対派も自分を正当化しているだけで、自分の立つ場所を安全に確保したいから言っているだけだ」と指摘された。息子のこの虚無感を残念だと思うと同時に、社会の中で不安定な立場に留め置かれて政治への関心を持つ余裕さえない今の若者の現状も考えると、反論できなかった——そういう内容だった。

平和でなければ普通の生活はできない。その普通の生活さえままならないアツシにとって平和とは何か。憲法 9 条とは何か。どんな意味があるのか。それは有効か。

私は 2013 年から現在まで、自ら命を絶つために東尋坊に来た人の話を聞き続けており、その結果を新聞に連載している（朝日新聞福井版「ルポ東尋坊」）。崖っぷちへ追い詰められてくる人は、30 代から 50 代が圧倒的に多い。彼らの人生を幼少期までさかのぼって聞くと、東尋坊へ来るべくしてきたというしかない酷薄な状況が、今の日本には確実にあることが分かる。

彼らが背負われた非人間的な状況は、では、憲法 9 条を守りぬいたのならば解消されるものなのか。一人ひとりが大切にされる社会は、平和な社会でなければかなえられないことはリクツとしては分かる。それでもしかし、今日と明日の生活さえままならない者の目には、大切な未来を見すえた護憲の訴えは、「未来」だけを語っているように映っていないか。

5 日間の取材を終えてある日、2 年前に東尋坊に来た 40 代の男性と私は酒を酌み交わした。

彼もまた失職を繰り返して、この2年間について「生まれたときから罰を受けているみたいだ」と言う。彼はアツシの知人でもある。

その夜、酔った彼は一気呵成にしゃべった。私が書いた座り込み行動の記事に在日コリアン3世が登場することが許せなかったようだ。「植民地支配というけれど、あれは支配ではなくて統治なんです。日本人と同じように扱ったんですよ」「やっぱり韓国はだめですね。だって女の日本人観光客なんか強姦してしまえって国ですよ。1人でタクシーに乗ったら何されるか分からない国ですよ」「沖縄の辺野古の基地の問題だって、真っ昼間からゴムボートに乗って反対運動している人たちって、あんなの市民なわけじゃないじゃないですか。絶対、中国からカネもらってやっているんですよ、あいつら」「米軍基地のフェンスにリボンなんかくっつけて、あんなの器物損壊ですよ。でも新聞は書かないんですよ。左翼が騒ぐからって」「琉球新報なんて偏向報道ですよ。このまえ百田（尚樹）が言いましたよね、琉球新報と沖縄タイムスなんてつぶれてしまえって。俺は同意しますよ。あんなの売国反日新聞ですよ」……。

「あんなの」「あいつら」「売国」「反日」に心の底からの憎しみを込めていた彼に、何ひとつ私は同意しない。生活費や食糧の差し入れを私にひんばんに求めてくるくせに、ふだんはおとなしくせにと胸くそ悪くなったのも事実だ。

そんな彼を「ネトウヨ」「差別主義者」と切り捨てることはたやすい。しかし、生きている実感のすべてをはぎ取られた彼に、「正しい歴史観」「まるで見てきたかのように断言しているけれど、どうやって事実確認をしたの」などをぶつけて、「中国や韓国や北朝鮮よりも優秀な日本人の誇り」とやらを奪い取ったとしたら、いったい彼には何が残るのだろうか。

夜になると「生きていることがつらいです。

目の前にある大量の睡眠薬が怖いんです、飲んでしまいそうで。飲んだら気分がボーっとなって、そうすると東尋坊に行ったら怖さを忘れて飛び降りれるんじゃないかって怖いです。助けて下さい。お願いします。助けて下さい」と電話をかけてくる彼。日タイインターネットにかじりついて暗い情念を時々刻々と募らせるしかない彼。そうした状況へ彼を追いやった社会の酷薄さに目を向けないままの「憲法9条は大事」「安保法制反対」だとしたら……。

屈折した彼の怒りは、自分を苦しめている真の原因たる現行の政治や社会体制には向かわない。むしろ、いまの政治に異議申し立てをして声をあげる人々へ敵意としてぶつけられる。すなわち、哀れなサヨクが反日団体からカネをもらって言っているだけなんだろう、と。

座り込み行動の初日、初老の男性が「ばかやろう」と連呼しながら私とアツシの前を通りすぎていった。話を聞こうと追いかけてみたが、「日本から出ていけ」「大陸か半島に帰れ」と言うばかりだった。この初老の男性の議論を受けつけない体質は、反論されたくないからと私にまくしたてていた彼の姿勢に通ずるものがある。今ある社会こそが現実だ。それは変わりようもない。俺はおとなしく従っている。耐え忍んでいる。だからお前も服従せよ。そんな論理だ。

安倍首相はかつての著書の中で「スタートは『保守主義』そのものに魅かれるというよりも、むしろ『進歩派』『革新』と呼ばれた人達のうさん臭さに反発したということではなかった」（「保守革命」宣言—アンチ・リベラルへの選択）と書いている。安倍首相の姿勢は本の題名どおり「アンチ」でしかない。保守としての歴史観や社会観や人間観にささえられたものではない。しかし、というよりも、薄っぺらい「アンチ」だからこそ、既存の体制に不服従の市民に徹底的服従をもとめる彼や初老の男性の論理

といびつに共鳴し合う。彼にとって安倍首相とはサヨクに屈することなく毅然と闘う政治家なのだ。

彼との飲み会の後、私はアツシとまた語り合った。彼の「愛国」ぶりを私から聞いたアツシは少し驚いて、「俺はそんなことは思わないですよ～」と言っていた。いまのところアツシは、彼がからめとられた考えを持つには至っていない。しかしアツシだって、10代のころは窃盗にあけくれて、少年院にはいり、その後は職を転々とする生活をもう10年以上も続けている。32歳になった今も「安定した職」は見つかりそうもなく、「安定した生活」も実現しそうにない。

ではどうしようか。まずは仕事を探して生活の基盤を整えることを優先しようか。いや、こんな時代だからこそ政治に声を発しつづけるべきだ。それとも二つやればいいのか。それはそれで負担が大きいなあ……アツシはそんなことを考えている。

市民が街頭に出て意思表示をする行動は、いろいろなことを考えさせてくれるという点で、少なくともアツシというひとりの青年にとっては有効だった。

2015年10月5日 (完)

戦争法案（安全保障法制関連法案）反対の闘い—中間点での総括

松 原 信 也（福井県革新懇事務局長）

1. はじめに

安倍内閣は2015年5月15日「安全保障法制関連法案（戦争法案）」を国会に提出、国民の激しい反対の声を無視して衆参両院で強行採決しました。戦後70年、憲法9条に基づき禁止されてきた自衛隊の海外派兵・集団的自衛権行使を、安倍内閣の一存で集団的自衛権容認の憲法解釈を行ったうえでの戦後最悪の戦争法の強行採決でした。これに対し、国民各層から激しい「憲法守れ、海外派兵許すな、戦争反対」の大闘争が全国的にも、福井県内でも大きく高揚しました。憲法違反の法律は強行採決されましたが、闘いは「戦争法廃止、集団的自衛権容認の閣議決定撤回」「安倍内閣打倒」の闘いへ発展してきています。

平和・民主・革新の日本をめざす福井の会（略称・福井県革新懇）は、戦後最悪の悪法成立を阻むために幅広い共同行動の中で闘うことを確認、様々な諸団体の中で積極的な取り組みを進めてきました。革新懇が結成された1980年から一貫して、憲法を守り平和・民主・革新の日本をめざす幅広い革新統一戦線結成を目標に取り組んできました。今回の戦争法もその立場から取り組みに参加してきました。闘いの中間点に立ち、革新懇としての活動をまとめ、今後の闘いの展望を築きたいと思います。

2. 「安全保障法制関連法案」反対闘争を闘って

安倍内閣は2014年7月1日戦後憲法違反とされてきた「集団的自衛権容認」を閣議決定し、2015年5月15日、「海外で戦争する国づくり」

を進める安全保障法制関連法案（戦争法）を国会に提出しました。これに対し、空前の規模で「戦争法案反対」の運動が広がり、国会周辺には連日「戦争反対、海外派兵許すな」の人々が結集、衆議院山場の7月14日から17日は連日数万人が結集（中央共同センター総括）、福井県内でも大運動が展開されました。しかし安倍政権は「国民の声」を無視するように9月19日未明、「安全保障法制関連法案（戦争法案）」を参議院本会議で強行採決しました。参議院山場の9月14日から19日に国会周辺に連日数万人が結集し（中央共同センター総括）、反対の声をあげました。

「戦争法案」については6月4日の衆議院憲法審査会で、自民党推薦の憲法学者を含め3名の参考人が、そろって「憲法違反」と発言しました。また、歴代の内閣法制局長官や自民党の幹部も相次いで「集団的自衛権は憲法違反」を表明しました。その後の国会審議が進む中でいっそう「憲法違反、戦争する国づくり」の危険な動きが明らかになってきました。この動きに応えるように全国的に「立憲主義・民主主義を守れ」「憲法違反の戦争法反対」の大運動が展開されてきました。強行採決直後の世論調査で、『朝日新聞』では安保関連法「賛成」が30%、「反対」は51%で反対が過半数を占め、「審議は尽くされていない」は75%にも達していました。『読売新聞』では、安保関連法の成立を「評価しない」が58%、「評価する」が31%、政府・与党の説明は「不十分」が82%に達していました。また、その動きは、福井県内でも大きく広がり、運動の速さ、広さ、深さ、

高まり、運動量はまさに想像を超える取り組みとなりました。

「戦争法」が強行採決された翌日、「強行採決に怒りを覚えるが、負けた気がしない、安倍を倒すまで戦い続ける、直ちに行動計画を」の声が寄せられてきました。この声に示されるように、「戦争法案」は可決されましたが、闘いへの勇気と確信、これからの運動への展望をしめす特徴が表れています。福井県内で従来の組織や団体の枠を超えて統一行動を進めてきた「県民集会実行委員会」では、今後も共同行動を進めていくことを確認しています。以下、「福井県ではどのように闘われてきたのか」主な活動を記録し、今後の活動の「糧」とします。

3. 憲法改悪の前哨戦「特定秘密保護法」との闘い

戦後一貫して憲法改悪をたくらんできた自民党の「改憲」の動きに対して、2004年6月10日「9条の会（中央）」が誕生しました。「9条の会ふくい」も2006年5月7日に誕生しました。中央の9条の会結成と並行して、2004年9月に「憲法改悪反対共同センター」が誕生し、同年10月7日「憲法改悪に反対し9条を守る福井県共同センター（県共同センター）」が結成されました。そして11月19日、「県共同センター」は、当時イラクで拉致され解放された経験を持つ郡山総一郎氏の講演会を福井県民会館、430名の参加で開催し活動を開始しました。

2006年9月、第1次安倍内閣が誕生「戦後レジームからの脱却」と称し教育基本法の改悪を行うとともに本格的な「明文改憲」を策動しましたが、改憲許すな国民運動の中で「体調不良」を理由に安倍首相は総理大臣の職を放棄しました。

2012年12月、第2次安倍内閣が誕生、改憲姿勢を一層明確にしました。この危険な情

勢を受けて、福井県革新懇と県共同センターは2013年春「安倍内閣は本格的な憲法改悪を進める。これとどのように闘うか」と情勢討議を行いました。この中で、県民多数派を形成することを目標に7月の参議院選挙を中間点とし、参議院選挙前に1,500人、後に1,500人の学習運動を提起、県民の政治的高揚を図る学習運動を進め、一定の成果を挙げることができました。

安倍内閣は2013年10月「特定秘密保護法」を国会に上程しました。私たちは、これを憲法改悪の前哨戦として位置づけ、本格的な「秘密保護法・戦争反対、憲法改悪を許すな」の闘いが始まりました。

2013年10月30日、県革新懇10月世話人会で、大衆的な運動体の構成と各種団体や政党への呼びかけを並行的に進めることを確認しました。各政党と県選出国會議員に「秘密保護法に反対する」呼びかけを持参し、懇談を重ねました。懇談では「憲法前文と9条は守るべきだ」「憲法改悪の前哨戦」「あなたたちが中心に進めていただくことに感謝する」など、予想を超える反応が民主・維新・共産・社民の各党から寄せられ、「国会で審議されている秘密保護法に異議あり」の声が集約されました。一方で、県民的な運動母体の結成を進め11月12日「「秘密保護法阻止福井県連絡会（戦争反対県連絡会）」を23団体と140名の賛同を得て結成することができました。大衆運動に押されるように各政党の反応も現れ、革新懇が呼びかけた「安倍自公内閣が第168回臨時国会に提出した秘密保護法の成立に反対する」のアピールを共同で発表、野党4党（民主・維新・共産・社民）共同記者会見を行うとともに、野党4党の共同街頭宣伝が2回にわたって行われました。野党共同のアピール発表と街頭宣伝はマスコミも大きく報道、県下の革新・民主運動に大きな励ましとなりました。この経験は「全国革新懇交流

集会」で発表され、全国的な運動に反映されました。県内の大衆的な運動も連続開催され、学習会・集会を始めデモは5回延べ725名が参加、ピラまきは延べ17回・300名が参加し、8,000枚のピラを配りました。丹南地区でも1回80名のデモが行われました。「秘密保護法阻止福井県連絡会」の闘いの総括では、①安倍内閣の反動性をいち早く見抜き闘う決意、②1点で共同できる思い切ったウイングを広げた活動、③短期間で連続した活動を進めた「連絡会」の決意、をまとめました。この「連絡会」の活動は、戦争法反対運動に継承されることになりました。

2014年5月に開催された「平和憲法を未来につなぐ福井県民の会」の憲法集会で、笠原一浩代表（弁護士）は「憲法を守る9条の会と共同行動ができないか」と発言、その声は「9条の会」のみなさんにも届き、戦争法を共同で闘う今回の「安保法制反対県民集会実行委員会」結成の伏線にもなりました。

4. 「安全保障法制（戦争法）」との闘い

安倍内閣は2014年7月1日「集団的自衛権の容認」を閣議決定しました。これは、自衛隊が海外で戦争する国への大転換をめざす「憲法違反、立憲主義違反」の決定を下すものでした。

2014年9月17日、集団的自衛権容認に基づく安保法制制定の動きが進む中で、「秘密保護法阻止福井県連絡会」は「戦争する国づくり反対福井県連絡会（戦争反対連絡会）」と名称を変更しました。

2014年12月の衆議院選挙で、3分の2以上を確保した自民・公明両党は、第3次安倍内閣を誕生させ、戦後、憲法違反とされ封印されていた「集団的自衛権容認」の閣議決定を基に、自衛隊の海外派兵を目指す「安全保障法制関連法案（戦争法案）」を両党間の密室協議で進め、2015年5月15日に国会に提出しました。

2015年1月13日、福井県革新懇事務局会議は「今年は本格的戦争法との闘いになる。秘密保護法を上回る戦争法反対の1点共同行動を展開する」ことを確認し、同月30日同世話人会でも「戦争法で共同行動の成功をめざし、統一戦線への接近」を確認しました。2月4日、戦争反対県連絡会代表者会議で「戦争法反対で多数派形成を目指す。憲法改悪反対福井県共同センター（県共同センター）との共同行動」を確認しました。

2月11日、例年開催されている県民集会実行委員会主催の「2・11県民集会（建国記念日）」が100余名で開催され「戦争法反対」の学習を強めました。

2月22日、前年から文化系関係者が準備を進めてきた「丸岡文化の集い」が丸岡・高椋^{たかぼこ}公民館で開催され延230名が参加し、講演・絵画・詩歌・音楽など文化行事を通じて「平和を守れ、憲法9条擁護」の声をあげました。この活動には「いわゆる無党派、芸術・文化人」の人たちが多数参加、「戦争法反対、憲法守れ」の新しい市民運動の流れが作り出されました。今回の闘いが幅広い人たちの結集で生まれたように、全国的にも福井県内でもその特徴が生まれました。

3月14日、戦争反対県連絡会は70名を結集して「戦争法反対」のパレード（デモ行進）を行い、戦争法反対の県民運動の先頭を切りました。マスコミの報道もありました。

3月22日、福井の県内各地・職場の9条の会が交流会を開催し、「今年の重要な課題として北陸9条の会福井開催（7月12日、福井大学）を成功させるとともに、戦争法反対を進め、地域の9条の会の活動を強める」方針について討議され、活動の交流がなされました。

5月3日、「憲法の集い」（9条の会ふくい主催）が400名の参加のもとアオッサで開催され、

永平寺 9 条の会の保守層も含めた組織活動など各地の 9 条の会の経験なども交流されました。

5 月 12 日、憲法改悪反対県共同センターは福井県議会に「安保法制反対請願書」を提出、共産党佐藤政雄県議が提案発言、民主党野田富久県議が賛成討論し、民主 3、共産 1、無所属 1 の 6 名の賛成を得ました。少数否決になりましたが共同行動への展望が見えました。

5 月 14 日、革新懇と新婦人の会の代表が平和センター（平和憲法を未来につなぐ福井県民の会・平和センター）を訪れ、戦争法の闘いを共同して展開できないか懇談を行い、「共同で進めよう」と大筋合意が確認されました。

5 月 15 日、安倍内閣は「安全保障法制関連法案」を国会に上程、戦後守られてきた集団的自衛権は憲法違反の「国是」を真っ向から踏みこじる安倍暴走内閣の戦争政策が始まりました。

5 月 16 日、永平寺 9 条の会が「春の平和祭り」を開催、音楽・絵画・自然や農業を守る活動など地域の人たちを巻き込んだ文化交流が行われました。また、同町議会議員定数 14 名中 6 名が 9 条の会呼びかけ人に賛同し、地域の民主・社民・共産・無党派系活動家を始め多くの無党派の人たちが 9 条の会に結集し共同行動の動きが築かれました。

5 月 22 日、平和憲法を未来につなぐ福井県民の会（未来の会）、革新懇、9 条の会ふくい、民主党、共産党、社民党、緑の党の各代表が戦争法阻止に向けて共同して取り組むことを確認し、戦争法に反対する弁護士グループによる「呼びかけ文」発表の相談を持ちかけました。

6 月 4 日、戦争法に反対する弁護士やグループ・個人の参加を得て「7・1 県民集会実行委員会」を結成しました。席上、弁護士が「憲法違反の安全保障法制改悪に反対し、平和憲法を実現することを呼びかけます」の呼びかけ文起草を確認、21 名の弁護士連名による「呼びかけ」

を 6 月 23 日の記者会見で発表し、県民集会（7 月 1 日）に参加することを呼びかけました。翌日の各新聞社は一斉に報道し、県民各層に「戦争法反対」の動きが急速に広がりました。

6 月 14 日、革新懇は県内民主運動交流会を開催し、「県内の民主勢力は戦争法反対運動へ幅広いウイングを広げ総力を挙げて統一行動を組織し行動しよう」を確認しました。

6 月 27 日、福井県弁護士会は「憲法と集団的自衛権」の学習集会を約 100 名の参加で行いました。

7 月 1 日、福井市フェニックスプラザのホールには満席を超える 550 名余が結集、自主的自発的な市民グループや個人、労働団体、政党などが参加しました。集会では、海道宏美弁護士が基調報告、壇上には 30 名近い各グループ代表が登壇し次々とスピーチを行い、会場参加者と一体になった熱意がこもった大集会になりました。1980 年前後の労働組合や民主団体の分断以来途絶えていた民主団体の共同行動が行われ、大きな喜びとして迎え入れられました。このような集会は越前市でも武生 9 条の会や平和センター・共同センターなどが参加した「落合恵子講演会実行委員会」が結成され、従来のセクトの枠を超えた取り組みが進み、7 月 5 日 400 名の「戦争反対・安倍暴走政治を糾弾する落合恵子講演会」が開催されました。福井市や越前市の取り組みにみられるように、今回の戦争法反対運動がこれまでのように既存の組織や労働団体、政党主導でなく、弁護士が呼びかけ、学者・宗教者・文化人・元教員・ママの会・青年へと広く市民レベルで広がったことを物語る取り組みになりました。

7 月 10 日、県民集会実行委員会は引き続き各グループの独自活動を展開するとともに、衆議院の審議山場になる 8 月 23 日に再度県民集会開催を確認しました。

7月14日、戦争反対県連絡会は、大衆グループの代表による街頭演説会を開催しました。

7月15日、野党4党（民主・共産・社民・緑）による「戦争法反対」のアピールを共同記者会見で発表、同日午後6時から合同街頭演説会を開催しました。街頭演説に集まった聴衆を前に各党代表は熱のこもった演説を行いました。

戦争反対県連絡会は7月16日に100名のパレードを行い、7月17日は宣伝カー4台、ビラまき隊25名を組織し、市内一円での街頭宣伝活動を展開しました。

7月22日は、県民集会実行委員会を開催し8・23県民集会に向けて、幅広い賛同者を組織することを確認し、同月24日には地域の宗教者・お寺を訪問し賛同者の輪を拡大しました。

8月13日は、元教員グループが元校長・教頭・教員など550名の戦争法反対の賛同者を発表、記者会見を行いました。

8月18日、弁護士21名を含む学者・研究者、宗教者、文化人、医師、元教員など69名の賛同者による戦争法反対アピールを記者会見で発表、8・23県民集会への参加を呼び掛けました。

8月23日、福井県民集会は福井市西公園で600名を超える参加者のもとで、学者・宗教者・文化人・弁護士による「戦争法反対」の訴えが行われ、デモ行進も行われました。デモ行進の終着点の福井駅前大通りでは、野党4党代表の街頭宣伝が行われ一大決起の場になりました。

8月30日は全国一斉行動日として位置づけられ、東京で10万人、全国で100万人行動が呼びかけられ、東京国会周辺には12万人、全国では2,000カ所以上、数千回の抗議行動、累計して130万人以上の抗議行動（9月15日、参院特別委員会、奥田愛基公述人発言）が展開されました。福井県では8月30日の全国一斉行動提起に呼応して、8月30日を前後した一斉行動を提起、福井県内の活動集約によれば、

8月23日県民集会600名、8月29日未来の会街宣40名、8月30日戦争反対連絡会デモ130名、8月30日戦争反対連絡会参加団体が独自集会で行った「安倍政権打倒プラカード掲出」80名、敦賀連絡会実行委員会が街宣で30名、鯖江連絡会が街宣20名、8月29日戦争反対連絡会ビラまき18名、8月30日越前市共同実行委員会が街宣で70名、9月1日坂井郡9条の会合同街宣10名など、全体で998名の参加が集約されました。

小浜を中心とした若狭地方でも、市内一円にビラまき、宣伝、学習活動が展開されています。

大野では、9条の会学習会や「ママさんカフェ」など創造的な活動が展開されています。

9月5日、戦争法を後押しするように自衛隊が福井市内フェニックス通りで陸上・航空自衛隊の示威行進を3年連続して行いました。戦争反対連絡会を中心に民主団体が抗議の宣伝行動を行いました。宗教団体や市民グループが独自の抗議行動を展開しました。

9月13日、県民集会実行委員会主催パレードが中央公園から西武前まで120名で行われました。

同日、青年によるパレードが51名を結集して行われました。中央で若者が結集して行われている「シールズ」のような若者の動きが福井でも作られました。

9月2日、県民集会実行委員会を開催し、参議院委員会及び参議院本会議の強行採決を許さない活動として「座り込み行動」を計画、実践しました。

9月14～18日の5日間、15時～18時までの座り込み活動をJR福井駅東口で実施。14日は50名、15日50名、16日54名、17日62名、18日55名、累計271名の参加。当初「座り込み活動は成功するだろうか」の不安もあり

ましたが、予想を超えた参加者となり、連日参加者全員によるスピーチが行われました。初めて参加の青年、古くからの活動家、在日外国人、若いお母さん、地方議員、学者、研究者、僧侶、通りがかりの人が次々平和への思いを語りました。それぞれの思いが共有され、ともに平和と憲法を守る連帯が強まり、限りない励ましを受けました。この座り込み活動にはマスコミの取材と報道が行われ、とくに『朝日新聞』では毎日の取材と報道が行われました。平和憲法を守り戦争法反対を求める国民の底力を実感できる「座り込み活動」でした。

9月18日未明、国民多数の声を無視した憲法違反の戦争法を、安倍内閣と自民・公明両党により強行採決されました。福井県では18日、野党4党の合同街頭演説会に60名の聴衆が参加、「強行採決反対、戦争法許すな、安倍内閣打倒」の怒りの声をあげました。

「戦争法」は強行採決されましたが、戦争反対、海外派兵反対、憲法守れの運動は引き続き行われています。

9月27日、真宗大谷派東別院で「平和を願う宗教者の集い」が行われ、真宗、曹洞宗、キリスト教などの僧侶、神父、牧師さんなど30名が参加し、宗派を超えて平和を守る集いが行われました。

10月26日にはあわら市福円寺の「報恩講」で、一人芝居「歌うキネマ、ホテル」が公演されました。まさに「反戦報恩講」でした。同じような「講話」は、各地のお寺の住職により法事や報恩講などで行われているようです。宗教家との連帯がさらに深まる要素があります。

「ストップ！ 安保法制、福井県民集会実行委員会」は、「戦争する国づくり反対！ 福井総がかりアクション」と名称を変更して、11月26日（木）午後6時30分、県教育センターで県民集会を開催し、戦争法廃案を目指し闘い

を継続することを確認しました。

憲法改悪に反対し9条を守る福井県共同センターは、毎月9日の街頭宣伝活動を行うとともに組織内での活動を強め、地域で闘うことを確認しています。

戦争反対福井県連絡会は、毎月19・29日に街頭宣伝やパレードを展開、学習・交流を強める計画です。

5. まとめ

特定秘密保護法反対から連続した闘いが組織されましたが、この間、野党合同の統一行動や市民レベルの県民集会実行委員会が組織され闘いが大衆的な運動へと発展しました。「ストップ！ 安保法制」の活動呼びかけた弁護士有志のアピールは、市民グループを始め各地、各界各層へ影響を広げ、県民運動の高揚に大きな力を発揮しました。憲法違反と民主主義破壊の中で「安全保障法」は強行採決されましたが、県民集会実行委員会は引き続き統一行動を継続、「安全保障法」廃止の闘いに入ることを決意し、「戦争する国づくり反対！ 福井総がかりアクション」を結成します。安倍内閣の暴走政治に対する特定秘密保護法反対や安全保障法制反対の一点で結集した県民的な運動でしたが、安倍政権を転換し新しい政権を目指す極めて政治的な要求に発展しています。「戦争法」廃止の運動はその第一歩となるでしょう。

県革新懇は、戦争法廃止をめざしあらゆる団体・個人との共同行動を誠実に実践します。闘いを通じて、政治革新への展望を切り開いていきます。

戦争法を闘ってきた教訓

①第1次安倍内閣誕生時から「教育基本法改悪・憲法明文改憲」などの危険な思想についていち早く体制を整え、一貫して闘い続けた。

- ②戦争法前段となる「秘密保護法阻止福井県連絡会」を結成し運動体の活動を強め、ニュース発行で運動を広げ、一点共闘、政党の共同アピール発表など共同を大切に積み上げた。
- ③「戦争法」では、弁護士グループによる共同の呼びかけに、無党派の人たち、市民グループ、学者・宗教者・文化人・医師・元教員、既存の団体、政党など、一致できる課題で幅広い個人、団体を結集することができた。
- ④労働団体など既存の団体との共同行動や、構成員一人ひとりへ活動を広げることに課題が残りました。

行動参加集約

(革新懇事務局として集約した県民集会実行委員会、戦争する国づくり反対連絡会、共同センター、革新懇などの活動集計です。なお、労組、婦人・青年団体・政党・宗教・学者など集約しきれない活動も多数あります。)

県民集会実行委員会 7回

集会・デモ 14回, 2,315人

各団体緒会議 15回, 200人

記者会見 4回, (6月23日弁護士, 7月15日政党, 8月13日元教員, 8月18日宗教者・学者・文化人)

共同街頭宣伝(野党4党共同, 大衆団体代表共同など) 6回

宣伝カー運行 3回, 15台

座り込み 5日間, 271名

ビラ配り 21回, 420人, 8,400枚

(2015年11月4日)

戦争法反対の取り組みの経過 (10月15日現在)

年	月	日	時間	場 所	統一実行委員会	共同センタ	戦争連絡会	革 新 懇	そ の 他
15	1	9	7:30	JR 西口		ビラまき			ビラまき 14 名
		11	13:30	中央公園					原発ゼロ市民行進
		13	13:30					事務局会議	
		19	9:00	民医連					丸岡文化の集いオルグ
		20				運営会議			
		23	12:30	民医連			秘密保護法 事務局会議		3 / 8 女性デモ, 2 / 11 建国, 2 / 22 丸 岡文化, 1 / 30 革新世話人会,
		23	13:30	民医連		運営会議			3 / 1 原発メモリアル, 3 月県議・知事 4 月市議
		24	13:30	国労					新幹線幹事会
		29	13:30	民医連				事務局会議	
		29	13:30	プラザ					丸岡つどい実行員会
		30	13:30	民医連				世話人総会	秘密保護, 戦争法, 一斉地方選など 1 点共闘
	2	1							北陸原水協学校
		3	9:30	国労					新幹線幹事会
		4	19:00	民医連			秘密保護法 代表者会議		いっせい地方選で政治的関心, 多数派 形成, 共同センターと連絡会の共同行 動を, 9 は共同セ, 19・29 は連絡会。 その他・共同の活動
		6	14:00	プラザ					丸岡文化の集い実行委員会
		6	14:30						県政創る会幹事会
		9	7:30	西口		ビラまき			JR 西口 13 名
		10	9:00	県庁					新幹線申し入れ
		10	11:00	民医連			秘密保護法 事務局会議		
		11	14:30	教育センター					2・11 県民集会, 100 余名
		13	14:00	県庁					原発署名提出
		16	13:00	越前市議会					新幹線意見書説明会
		18	14:00	プラザ					丸岡つどい実行委員会
		19	7:30	JR 西口			ビラまき		15 名
		20	13:30	民医連		運営会議			
		22	10:00	高ほこ公民館					丸岡文化の集い (230 名)
		28	14:00	鯖江鶴陽会館					新幹線鯖江市民集会
3	1	12:00	フェニックス						原発メモリアル集会
		6	15:00	プラザ					丸岡文化つどい実行委員会
		7	14:00	アオッサ					いま, NHK はどうなっているか
		8	12:00						女性のレッドアクション
		9	7:30	JR 西口		ビラまき			16 名
		10	19:00	国労					新幹線幹事会
		14	13:30	中央公園			戦争反対 デモ行進		70 名
		17	10:00	民医連				事務局会議	

年	月	日	時間	場 所	統一実行委員会	共同センタ	戦争連絡会	革 新 懇	そ の 他
	3	19	7:30	JR 西口			ビラまき		16 名
		20	13:30	民医連		運営会議			
		22	14:00	教育センター					福井 9 条の会交流会
		23	7:20	JR 西口					新幹線ビラまき
		26							3/26 ～ 4/12 知事・県議選
	4	9	7:30	JR 西口		ビラまき			9 名
		14	10:00	民医連				事務局会議	
		18		革新懇				稲木出版記念	
		18							9 条の会北陸交流会
		19							4/19 ～ 26 福井市議選
		29	12:30	JR 東口付近			ビラまき		昼宣伝行動, 21 名
	5	1		中央公園					メーデー
		3	14:00	アオッサ					9 条の会 憲法の集い, 400 名
		8	10:00	県議会			県議会戦争 法反対要請		県議会 8 日要請 12 日不採択 (共 1, 民主 3, 無所属 1, 計 6 名賛成)
		9	12:30			ビラまき街宣			
		11	10:00	民医連				事務局会議	戦争法の学習, 闘いの方針
		12	10:30	民医連			事務局会議		平和センター訪問を決める
		13	12:15	アオッサ					新婦人戦争宣伝, シール投票
		14	13:00	平和センター					革新懇, 新婦人, 平和センター懇談
		15							政府は 5 月 15 日安全保障法制を国会 に提出
		15	13:30	民医連				世話人会	闘いの交流, 戦争法の戦い
		16	13:00	永平寺公民館					永平寺 9 条の会, 春の平和祭り
		19					ビラまき		
		19	19:00	民医連			戦争国づくり 代表者会議		戦争法各団体活動交流, 「県民未来の会」 や政党, 弁護士, 知識人との共同, 1 点共闘への努力,
		22	9:00	民医連				事務局会議	民主運動交流会の検討
		22	14:00	平和センター	懇談				憲法対策協議, 松原, 大久保, 宮下, 森永, 金元, などが戦争法共同取り組みで協議
									弁護士共同呼びかけ方針, 7・1 集会 などを確認,
		22	17:00	民医連			戦争連絡会 事務局会議		
		25	13:00	平和センター					7.1 県民集会打ち合わせ, 弁護士対策
		27	10:30	民医連			事務局会議		
		29	7:30	JR 西口			ビラまき		10 名
		29	18:30	国際交流会館					公害総行動交流会
		29	13:30	民医連		運営会議			
		30	12:30	中央公園			戦争反対パレード		70 名
		31	13:45	西武前					新婦人レッドアクション

年	月	日	時間	場 所	統一実行委員会	共同センタ	戦争連絡会	革 新 懇	そ の 他
6	2	10:00	民医連					事務局会議	憲法、原発、新幹線、諸要求等の活動交流
	3	15:00	平和センター	宮下うち合わせ					
	4	15:30	民医連				事務局会議		
	4	18:00	教育センター	第1回実行委員会					県民集会第1回実行委員会開催（14人参加）、弁護士呼びかけ文起草を確認
	5		坂井市議会等				議会請願		6/5は坂井市議会へ。その他の県内各市町議会請願する（福井市12日）
	7	13:00	アオッサ				大宣伝行動		宣伝カー5台8人、ビラまき28人宣伝行動、署名57筆
	8	15:30	民医連				事務局会議		
	8	14:00	平和センター	弁護士呼びかけ文起草委員会					
	9	7:30	JR 西口			ピラまき			
	12	10:00	福井市議会						福井市議会、戦争法請願
	13	14:00	教育センター						新婦人慰安婦学習会
	14	13:30	民医連					民主運動交流集会	吉川弁護士 革新運動の交流と戦争法を闘うために、交流と学習
	16	13:30	平和センター	県民集会準備会					宮下、松原、屋敷、大久保
	18	18:30	教育センター	第2回県民集会実行委員会					第2回実行委員会。7・1県民集会開催再確認
	19	7:30	JR 西口				ピラまき		
	19	13:30	民医連			運営会議			
	21	14:00	国際交流						NHK問題学習会
	22						事務局会議		
	23	10:00	民医連					事務局会議	各地の戦争法闘い交流
	23	17:30	県政記者室	安保法制弁護士記者会見					弁護士記者会見
	24	7:30	JR 西口	ピラまき（北銀前）					共同ピラまき
	24	9:00					事務局会議		
	26	19:00	教育センター	第3回1県民集会実行委員会					第3回実行委員会 集会運営、13名
	27	17:00	響きのホール						弁護士会、憲法と集団的自衛権学習会（100名）
	29	7:30		統一ピラまき（放送会館前）			統一ピラまき（JR西口）		
7	1	18:30	フェニックス	7・1県民集会（550名）					
	4		アオッサ						福井9条の会街宣
	5	9:30	教育センター						福井県母親大会、平山弁護士
	5	13:30	越前市商工会						丹南、落合恵子講演会
	7	18:30	民医連				事務局会議		
	9	7:30	JR 西口			ピラまき（18名）			
	10	18:00	教育センター	第4回県民集会実行委員会					7・1集会まとめ、8・23集会準備
	11							事務局会議	戦争法案反対全力で闘い、統一戦線を目指す

年	月	日	時間	場 所	統一実行委員会	共同センタ	戦争連絡会	革 新 懇	そ の 他
	7	12	11:00	福井大学					9 条の会北陸交流会（小森陽一）
		14	13:00	JR 東口			市内一円 共同宣伝		宣伝カーの街頭宣伝，県労連，高教組，民 医連，9 条の会，共産党，ピラまき 25 名
		14	18:00	みずほ銀 行前等			連 絡 会 共同街宣		戦争反対連絡会，県労連，教育よくす る会，民青，民医連，高教組，9 条の会， 新婦人，街宣，ピラまき（25 名）
		15	16:00	県政記者室	各党記者会見				共同記者会見，民主・共産・社民・緑の各党
		15	18:00	みずほ銀行	各党街頭宣伝				街頭共同宣伝，民主・共産・社民・緑の各党
		16	18:30	中央公園			戦争パレード (100 名)		
					統一実行委員会	共同センター	戦争連絡会	革新懇	その他
		17	13:30	民医連		運営会議			
		19	13:00	駅東			大宣伝行動		宣伝カー 4 台，ピラまき 25 人
		21	10:00	民医連				事務局会議	情勢討議，戦争法での革新懇の役割討議
		22	10:00	平和センター	第 5 回県民集会 実行委員会				情勢討議，呼びかけ人の組織，8.23 集会
		24	9:30	平和センター	僧侶等賛同者 組織地域訪問				
		26	12:00						女性レッドアクション
		28	10:00	民医連			戦争・共同 合同会議		情勢討議，8.23 集会，当分毎週月曜 の間合同会議運営
		29	7:30				ピラまき (14 名)		
		29	19:00	教育センター	第 6 回県民集会 実行委員会				
		?							安保法案に反対するママの会結成
	8	1	10:00	エフレ古田刈					敦賀実行委員会街頭宣伝
					21 名弁護士 が呼びかけ文				21 名弁護士が呼びかけ文発表
		2	11:30	アオッサ					福井 9 条の会署名宣伝
		2		県政記者室	学者宗教者 記者会見				学者，宗教者，ママの会など
		3	13:30	平和センター	事務局(宮下・松 原)打ち合わせ				
		7	10:00	山泉会館					敦賀実行委員会街頭宣伝
		9	14:00	いねすホール					坂井地区 9 条の会市民の集い
		9	13:00	JR 東口		ピラまき			宣伝カー 4 台，ピラまき 25 人
		10	9:00	平和センター	事務局会議				呼びかけ人組織，記者会見メンバー抽出
		12	19:00	大野文化会館					憲法カフェおおの，
		13	14:30	県教育記者室					退職教員記者会見
		17			8・23 呼びかけ 人(69 名)発表				弁 21，宗教 13，研究文化人 20，医師 9， 元教員 6
		17	19:00	教育センター	第 7 回県民集会 実行委員会				次回（8・23）県民集会の企画，呼び かけ人の拡大
		18	10:00	エフレデーズ					敦賀実行委員会街頭宣伝
		18	10:00	民医連			戦争・共同 合同会議		8・23 県民集会成功の取り組み

年	月	日	時間	場 所	統一実行委員会	共同センタ	戦争連絡会	革 新 懇	そ の 他
	8	18	14:00	教育センター					退職教員の集い 90 名, アピール賛同者 550 名
		18	15:00	県政記者室	研究者・宗教者等記者会見				研究者, 宗教者等アピール発表記者会見
		19	7:30	JR 西口			戦争・共同合同ピラまき		
		21	10:00	パロー木崎					敦賀実行委員会街頭宣伝
		23	14:00	西公園	8・23 県民集会 (600 名)				
		23	15:30	みずほ銀	4 野党合同街頭演説会				
		24	9:00	民医連		事務局会議			
		25	10:00	ヤスザキホームセンター					敦賀実行委員会街頭宣伝
		27	10:00	民医連			戦争・共同合同会議		
		28	10:00	敦賀市役所前					
		29	12:00	アオッサ			戦争・共同合同ピラ(18 名)		
		29							未来の会, 街宣 (40 名)
		30	15:30	国道東鯖江					鯖江市街宣 (20 名)
		30	15:30	国道バイパス					民主・共産市議, 平和センター, 9 条の会
					統一実行委員会	共同センター	戦争連絡会	革新懇	その他
		30	10:00	敦賀平和堂					敦賀地区街頭宣伝 30 名
		30		エルバ前					未来の会街宣 (40 名)
		30	12:30				決起集会 (80 名)		
		30	14:00	中央公園			パレード		130 人, 宗教者 (福円寺藤兼衆), 弁護士, 一般等の参加
		31	9:00	民医連			戦争・共同合同事務局会議		
			15:30	平和センター	事務局打ち合わせ				
	9	1							坂井郡街頭宣伝
		2	7:30	JR 西口			ピラまき (18 名)		
		4	14:00	教育センター	第 8 回県民集会実行委員会				8.23 県民集会総括
		5	10:30	フェニックス通り					自衛隊市中行進抗議
		5	13:30	市民ホール					越前市 (丹南) 戦争反対集会 (120 名)
		7	9:00	民医連			戦争・共同合同事務局会議		ピラ 9 / 9, パレード 9 / 13, 座り込み 9,14/18 計画
		8	9:00	平和センター	事務局会議				
		8	18:00	体育館前					連合・民主党合同デモ, 街宣
		9	7:30	JR 西口			ピラまき		
		10	9:30	民医連			事務局 (屋敷, 五十嵐, 大久保, 松原)		

年	月	日	時間	場 所	統一実行委員会	共同センタ	戦争連絡会	革 新 懇	そ の 他
	9	10	14:00	県政記者室					
		12	12:00	西武前					女性レッドアクション
		12	13:30	教育センター					新婦人、みややっこ落語
		13	14:00	中央公園					青年のパレード (51 名)
		13	12:00	中央公園			戦争反対パレード (180 名)		
		14	17:45	光陽交差点					民医連の街頭宣伝 (14 日～ 18 日)
		14	9:00	民医連			戦争・共同合同事務局会議		闘い交流、座り込みの確認
		14	15:00	JR 東口	座り込み 50 名				最終版、参院本会議強行採決やめろ
		15	15:00	JR 東口	座り込み 50 名				参加者のスピーチ、通行人も参加
		16	15:00	JR 東口	座り込み 54 名				マスコミも取材、朝日は連日報道
		17	15:00	JR 東口	座り込み 62 名				18 時 街頭宣伝行動
		18	15:00	JR 東口	座り込み 55 名				18 時 街頭宣伝行動
		18	18:30	放送会館前	政党街頭宣伝行動 (60 名)				民主・共産・社民・緑の党合同街頭演説
		19	未明	国会	戦争法参院本会議可決				
		26	9:00	国労					新幹線事務局会議
		27	18:30	東別院					平和を願う宗教者の集い (30 名)
		28	13:30	平和センター	県民集会事務局会議				活動のまとめ、「会」継続の方向確認
	10	2	13:30	民医連				事務局会議	戦争法反対の闘い位置づけたか。5/15 世話人会、6/14 県内民主運動交流会
		7	9:00	民医連			戦争・共同合同事務局会議		活動のまとめと各会役割確認
		9	7:30	JR 西口			ピラマキ (14 名)		
		9	18:00	教育センター	第 9 回県民集会実行委員会				座り込みなど活動のまとめ
		10	13:30	教育センター					治安同盟総会、講演会
					統一実行委員会	共同センター	戦争連絡会	革新懇	その他
		11	14:00	県労連					新幹線対策会議
		14	10:00	民医連			事務局会議		代表者会議(10 月 27 日)、当面のピラマキ計画
		14	13:00	平和センター	事務局会議				「会」の継続案、11 月 26 日総会案、ニュースの検討

身近な水環境のはなし

三 浦 麻 (福井大学教育地域科学部)

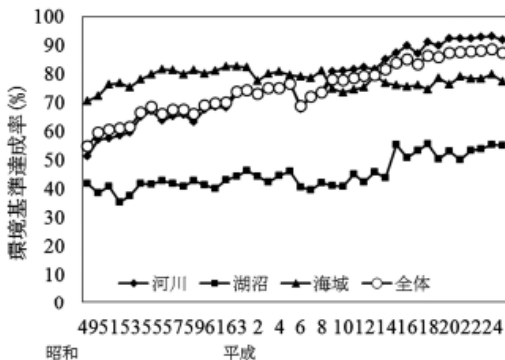
はじめに

水は私たちの生活には欠かせないものである。水の惑星と呼ばれる地球上の水は約 14 億トン存在する。そのうち私たち人間が使える水は、地球に存在する水全体のわずか 0.01% にすぎない。その 0.01% の水は、河川や湖沼といった私たちの身近にある水環境から利用している。日本に住む私たちにとって、蛇口をひねれば簡単に水がいくらでも手に入るほど日常に存在して当たり前、ともすれば無意識となり得るものでもある。これは水浄化技術の進歩によって、水域から私たちの生活へ安全な水供給を可能としているからである。しかし、その技術をもってしても対策を困難とする水環境が抱える課題がある。本報告では、生命にとってかけがえのない水を蓄える身近な水環境について、その現状と課題について述べる。

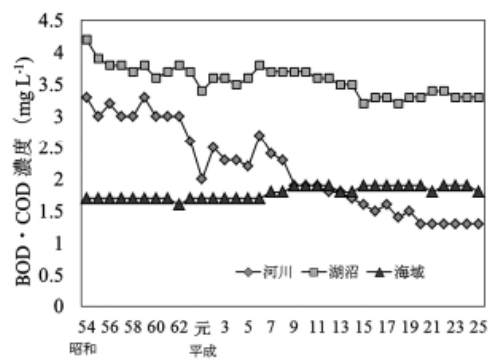
水環境の現状

日本には、「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準と

して、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの（環境省）」と示された環境基準が設定されている。このうち水環境に関する環境基準は「水質汚濁に係る環境基準」として設定されている。対象水域は公共用水域である海域、河川および湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万 m³ 以上の人工湖）である。基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」の 2 つである。環境基準としての水質指標には、有機汚濁の程度を表す生物化学的酸素要求量（BOD）と化学的酸素要求量（COD）がある。いずれもその値が高いと有機汚濁が進行していることを示す。平成 25 年の公共用水域の BOD と COD の環境基準値の平均達成率⁽¹⁾を図 1 (a) に示す。海域、河川、湖沼の水域全体の平均達成率は 87.3% であり、昭和 49 年から徐々に改善されている。水域別にみると、河川が 92.0% で最も高く、昭和 49 年比で 1.8 倍の達成率である。また、海域では、70 ～ 80% の達成率で推移している。



(a)



(b)

図1 公共用水域における環境基準達成率(a) と BOD・COD 濃度(b) の経年変化

一方、湖沼の環境基準達成率はこの間わずかに上昇傾向はみられるが、近年では 50% 前後を昇降している現状であり、達成状況は最も低い。河川、湖沼および海域の有機汚濁の程度⁽¹⁾ (図 1 (b))を昭和 54 年度からの推移をみると、河川の BOD 値は徐々に低下し平成 25 年度には 1.3mg/L となった。湖沼の COD 値は横ばいとわずかな低下を繰り返しながら 3.3mg/L であった。海域の COD 値についてはほぼ横ばいを示し、一定の水質を維持している。これらのことから、環境基準からみた河川、海域の水質状況は現状維持あるいはある程度の改善が示されたが、湖沼の水質状況については、改善に時間を要していることが示唆される。なぜ、湖沼の水質は浄化技術を駆使しても顕著な向上をみることができないのであろうか。

水環境の自然浄化作用

自然の水域において、一度水域に流入した物質によって汚濁した状態を自ら流入前の状態に戻そうとする自然浄化作用(以下、自浄作用)が働くことが知られている。自浄作用には、物理的、化学的および生物学的な諸作用がある⁽²⁾。物理的作用は、希釈・拡散、懸濁粒子の沈降や粒子間の凝集等、汚濁物質の移動にともなっ

て自浄作用が生じる。一方、生物学および化学的作用は形態転換に基づくものである。生物学的作用は、化学的作用の酸化、分解などと反応等が複雑に絡みあって水質が回復していく(表 1)。図 2 に化学的および生物学的な諸作用を含む水域の物質循環を示す。水域には生態系が形成されている。水域中にバクテリア(微生物)、植物および動物プランクトン、水生生物(昆虫等)、魚、水生植物等の生物が存在し、これらから排出されるアンモニア、硝酸、有機物、窒素、二酸化炭素、酸素等の有機および無機物質がバランスよく存在する場合に、健全な水環境を維持することができる。この生態系において、捕食者・被捕食者あるいは生産者・消費者の関係が形成されることによって物質循環を繰り返し(図 2)、水域の自浄作用が発揮されるといえる。

しかしながら、水域の自浄速度以上に水域への外部からの汚濁負荷によって汚濁速度が増加すると、本来、自然水域に備わっている自浄能力が発揮されなくなる。つまり、水域中のある特定物質が増加することで生態系バランスが崩れ、水質が悪化してしまう。その状態の一つとして「富栄養化」が挙げられる。この現象はため池等の湖沼、内湾等の入り組んだ海域の閉鎖性水域に多くみられ、植物プランクトンが過剰に増殖

表 1 汚濁物質の減少作用と増加作用⁽²⁾

作用	汚濁物質のおもな減少作用	汚濁物質のおもな増加作用
物理的	・希釈・拡散 ・吸着・凝集・沈降	・粒子やプランクトンの集積 (アオコ、赤潮など) ・底層からの湧昇 ・底土からの溶出
生物学的	・有機物の分解・無機化 ・有害物質の無害化 ・無機態窒素化合物の硝化、脱窒 ・難分解性有機物の生成 ・溶存物質の粒子化 (フンや遺体⇒沈降)	・有機物の生産(無機物の有機化) ・嫌氣的条件下の有機物分解の 有害物質の生成
化学的	・溶存態リンの不溶化(沈降)	・溶存態リンの溶存化

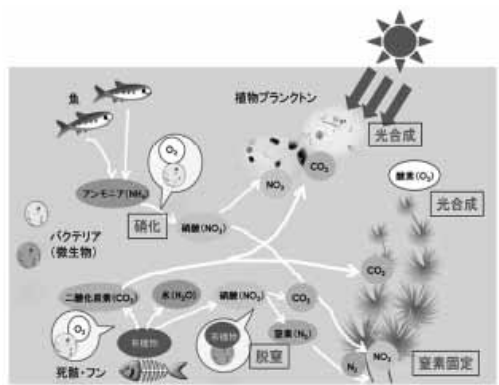


図 2 水域中の物質循環

した状態であり、水域中の窒素、リン等の栄養塩類が何らかの原因で増加することから引き起こされる。福井県内においても嶺南地方の三方湖および嶺北地方の北潟湖で富栄養化現象がみられ、全窒素や全リンの環境基準が達成されていない⁽³⁾。このような閉鎖性水域においては、河川と比して水の入れ替わり（水理学的滞留時間）が数年～数百年⁽⁴⁾と非常に遅く、自浄作用が働きにくくなるため、物質循環が困難となる。

湖沼に流入する河川の流下に伴う水質変化（北方湖流域の場合）

湖沼の富栄養化現象と河川の流下に伴う水質変化について、自然浄化作用の検討も含め、現地調査を行った。あらわ市に位置する北潟湖に流入する観音川（図3）を対象として調査を実

施した。上流から下流までの採水調査によって得られたサンプル水の水質分析データに基づき、河川の流下に伴う河川水中の負荷物質濃度の変動を把握するとともに、北潟湖およびその流域の水質環境に与える影響要因について検討した。採水地点は、観音川の上流域から北潟湖への流入口までの9地点であり、観測期間と採水のタイミングは9月から12月までの隔週の無降雨日に実施した。採水地点の特徴および水質項目を表2に示す。流域は農村地帯であり、地域内には集落が数ブロック存在している。調査期間中は、稲刈りから休耕期へ入る時期であった。水質分析の結果（図4）から、COD、全窒素および全リンの調査期間の平均濃度の変化は、いずれも河川上流地点から下流地点に向かって上昇傾向を示した。河川流下に伴う水質は、中流

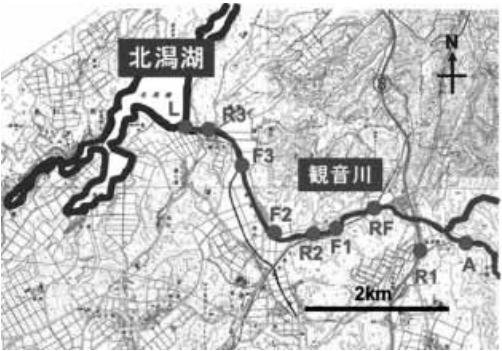


図3 河川調査対象地域

表2 採水地点の特徴および水質項目

地点	流域の特徴	水質項目
上流	A 林地，上流域，民家および農地なし	pH,電気伝導度，COD, TN, TP, 濁度 (SS), 溶存酸素量 (DO)
	R1 民家，国道8号線沿	
	RF JR下，空地	
	F1 農地(水田)	
	R2 民家	
	F2 農地(水田)	
	F3 農地(水田)・幹線用水路との合流点	
	R3 民家，鉄工所，最下流	
下流	L 北潟湖入口	

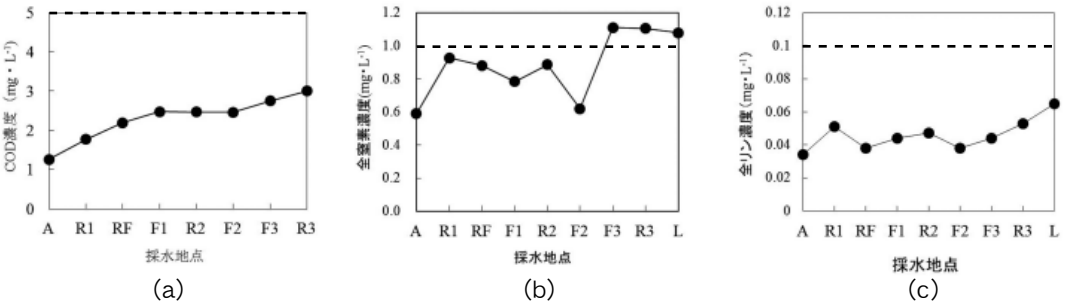


図4 観音川の水質の位置変化：(a) COD，(b) 全窒素，(c) 全リン
(点線 ----- は湖沼の環境基準値を表す)

域 (R 1 ～ F 2) において変動した。また、下流地点 R 3 では採水時には上流へ向う緩やかな流れがあり、淀みを生じていた。今回の調査は休耕期への移行期間であるうえ無降雨日に行ったため、調査日において河川に直接影響する負荷源のほとんどが生活系排水であったといえる。下流域 (F 3 ～ L) では電気伝導度 (未掲載) が高くなったことから、汽水湖である北潟湖からの湖水の遡上が水質環境に影響したことが示唆された。また F1 ～ R2 間では、集落からの排水の流入や前日の降雨現象等によって負荷物質の濃度が一時的に上昇したと考えられるが、民家の影響をほとんど受けていないとみられる R 2 ～ F 2 間では流下に伴って濃度は下降したため、この地点間で自浄作用が生じたと推測できる。しかし、北潟湖への流入直前に通過する民家からの排水に含まれる有機物や栄養塩の流入によって、自浄速度以上に汚濁速度が増加したことを示唆する。以上のことから、富栄養を示す北潟湖の水質は流入河川の水質の影響を受けていると考えられる。

近年の水環境における課題

近年の下水道の普及率や汚水処理等の浄化技術の向上にもかかわらず、公共用水域の水質、特に湖沼の水質改善がみられない。この理由のひとつとして、「面源」が近年では着目されている。「面源」に対して「点源」という用語があるが、この「点源」は工場や事業場、家庭、畜産などの汚濁排出源が地図上で点として特定できるものであり、環境中に排水される前に浄化処理等の対策が可能である。一方、「面源」は点源以外の汚濁排出源であり、山地、農地、市街地等の面的な広がりを持つ領域を指す。汚濁を考える際には、排出される汚濁の物質質量である「負荷量」を用い、水質 ($\text{mg} \cdot \text{L}^{-1}$) に流量 (たとえば $\text{m}^3 \cdot \text{s}^{-1}$) を乗じて算出される。また、各排出源からの負

荷量として「原単位」を用いる。原単位とは 1 日 (あるいは 1 年) における単位あたりの負荷量のことである。「面源」および「点源」の主な項目とその原単位を表 3 に示す。点源の原単位は、たとえば家庭であれば 1 人あたりの負荷量 ($\text{g} \cdot \text{人}^{-1} \cdot \text{day}^{-1}$)、畜産であれば牛 1 頭あたり負荷量 ($\text{g} \cdot \text{頭}^{-1} \cdot \text{day}^{-1}$) など項目ごとに算出される。しかし、面源ではすべての項目に対して面積あたりの負荷量 ($\text{kg} \cdot \text{ha}^{-1} \cdot \text{year}^{-1}$) が用いられる。

面源における問題点の一つとして、降雨の流出によって汚濁が発生し、降雨の程度の違いが場所による負荷量の相違をもたらすことである。そのため、負荷量の排出経路等の実態が捉えにくく、汚濁水の処理や制御が困難となる。たとえば、北潟湖流域における現地調査では、調査時には降雨はなかったが、数日前に生じた降雨とともに河川底質が巻き上げられたり、農地の肥料分が過剰に河川に流入したりすることで水域への負荷量は増加することが考えられる。また、市街地においても、降雨に伴う大気中に含まれる汚濁物質の湿性沈着^(*)によって路面や側溝からの路面負荷や建築物の屋根等からの屋根負荷が公共用水域に排出し⁽⁴⁾、水質に影響を与える。面源に対する対策については、点源のように処理施設を設置することは非現実的であるため、一地点における長期間の調査データを蓄

表 3 点源および面源の負荷単位⁽⁴⁾

発生源	項目	使用される主な単位 (原単位)
点源	家庭	$\text{g} / \text{人} \cdot \text{day}$
	畜産	$\text{g} / \text{頭 (羽)} / \text{day}$
	工業	$\text{g} / \text{工業出荷額} / \text{year}$
	商業 処理場	$\text{g} / \text{従業員} / \text{year}$ 浄化率 (%)
面源	山林 農地 市街地 降水 地下水	$\text{kg} / \text{ha} \cdot \text{year}$

積する労力が不可欠であり、それによって面源の原単位を明確にすることが重要となる。

* 湿性沈着：雲粒・霧粒や雨滴の中にガス状や粒子状の物質が溶け込み地表に沈着することをいう。

おわりに

公共用水域の環境は以前と比較して改善されているが、湖沼環境については未だ課題がある。現在、人為的な影響に加えて自然現象である降雨の影響によって複雑となる水域の水環境に関して、国内外の多くの研究者がその実態の解明に取り組んでいるところである。

参考文献

1. 環境省，水・大気環境局，平成 25 年公共用水域水質測定結果，平成 26 年 12 月，p36.
2. 日本水産学会編（1979）水産学シリーズ（30）水域の自浄作用と浄化，（株）恒星社厚生刊，p142.
3. 福井県，平成 26 年度版環境白書（福井県），80-88.
4. 武田育郎（2001）水と水質環境の基礎知識，オーム社，p198.

新聞社およびジャーナリストの戦争責任と読売新聞大争議

高 木 秀 男 (日本科学者会議福井支部)

1. はじめに

憲法違反の「安全保障関連法案」は安倍内閣による強行採決によって9月19日未明に成立したが、マスメディアがこの「戦争法案」の狙いや国民の歴史的反対運動を法案提出前にどう伝えたかは、これから詳しく検証しなければならない。国民の声を聞かない安倍ファッショ内閣の蛮行をゆるした責任の一端は、権力に取り込まれた放送・新聞・雑誌などのマスメディアにある。権力が民主主義を否定して暴走したとき、それを批判するのがマスメディアの社会的責任だからである。特に公共放送であるNHKのこのところの報道は政府の広報機関化しており、その報道姿勢はあまりにもひどい。NHKの記者たちはジャーナリストの社会的責任を忘れ、NHK会長を始めとする幹部職員の顔色ばかりを伺う「平日記者」ばかりになってしまったのだろうか。

本稿では、日本の敗戦によって生じた占領下という新しい状況下で起きた、最初の労働事件である読売新聞大争議について紹介する。新聞社およびそこで働く当時のジャーナリストたちが戦争責任をどのようにとらえ、その社会的責任を果そうとしたかを見ておきたいからである。なお読売新聞社以外の新聞社の民主化運動については、新井直之の『新聞戦後史』¹⁾や今井光男の『占領期の朝日新聞と戦争責任』²⁾などを参照されたい。読売争議については、それが当時の労働運動やその後の日本の歴史に大きな影響を与えた事件だったゆえに、文献も多く詳細な研究がされている。増山太助の『読売争議 1945/1946』³⁾、宮本太郎の『回想の読売争

議—あるジャーナリストの人生—』⁴⁾は、争議の中心にいた当事者が書いたもので、山本潔の『読売争議 (1945・1946年)』⁵⁾、東京大学社会科学研究所の『資料集第6集』⁶⁾、『同第7集』⁷⁾は研究者による詳細な研究論文であり、参考文献(6)(7)には膨大な資料も掲載されている。以下、これらの文献によって、読売争議とはどのようなものであったかを見ていこう。

2. なぜ読売新聞社で大争議が起きたのか

1945年の敗戦直後、新聞界では、新聞民主化運動が急速に高まった。その運動にみられた第一の特徴は、それが単に企業内の民主化にとどまらず、新聞製作のイニシアティブを新聞労働者の手に収め、自らは常に民衆の側に立つべきことを明確に主張した点にあった。こうした運動の高揚が占領軍の初期「民主化」政策にささえられるところが大きかったということは否定できないが、新聞の民主的な編集方針を確保し、保障する原動力が、新聞労働者の団結と前進にあったことは、その時期の紙面が如実に示している⁸⁾。

しかし、こうした新聞民主化の運動が、戦後急激に成長をなし遂げた労働運動に呼応し、占領軍による上からの「民主化」の枠を越えて、政治過程にまさに登場せんとしたとき、それは、「民主化」を占領政策の枠内におしとどめ、言論政策をも反ソ・反共という政策の一環にくみ入れようとする占領軍の方針と、決定的に対決しなければならなかった。

ところでそもそもなぜ新聞社において、特に読売新聞社において戦後最初の大争議が勃発し

たのであろうか。東大社会科学研究所の論文⁶⁾は、この点について次のように指摘している。その第一の理由は、日本帝国主義の特殊な敗戦の仕方にある。日本は、日本の軍隊の軍律の弛緩や労働者階級の反体制的動揺のきざしが見え始めたに過ぎない状況の中で敗戦を迎えた。このような状況のもとでは、客観情勢の変化に最も敏感に反応するインテリゲンチヤが、運動の端緒を切り開く結果になったのは当然である。二番目の理由は、新聞業界の特殊性にある。帝国主義国家による厳重な言論・思想統制のもとに置かれていた日本では、戦争中に正確な情報を収集し得る唯一の機関が新聞社であった。それにもかかわらず、新聞社は虚偽のニュースを流し続けていた。だから、敗戦を機に新聞記者がいち早く言論機関の戦争責任を追及したのは理解できる。第三の理由は、GHQ の新聞民主化政策の影響である。占領軍の日本統治は基本的には間接統治方式をとったが、プレスに関しては直接統治に近い方式が取られた。このことは、新聞社が日本の産業界の中で、最も早くかつ深刻に占領政策の影響を受けることを意味していた。

1924年に正力松太郎が警察官僚から読売新聞社長に就任したとき、わずか4万部ほどだった『読売新聞』が敗戦直前には192万部へと部数を大幅に拡大できたのは、侵略戦争への協力、紙面を通じての負担によるものであった。そして彼が日米野球を企画したり、囲碁・将棋などの娯楽に力を入れたり、当時の知識階級の良心的な人々、たとえば正宗白鳥、武者小路実篤、小山内薫、廣津和郎、石橋湛山、有澤廣巳、三木清、長谷川如是閑、室伏高信らを使って、ニュースだけでなく文芸欄や評論欄を重視したことも部数拡大に貢献した。しかし正力は一方で、経営陣を高橋雄豹^{ゆうさい}、福井出身の品川主計^{かず}、小林與三次^えなど内務警察官僚でがっちりか

ため、自分の部下であった特高課長や捜査係長などを雇い、「読売新聞」は一時「警察新聞」と呼ばれた。

敗戦後、最初に日本の労働運動の口火を切ったのは、朝鮮人労働者、炭鉱労働者と新聞社の従業員たちであった。新聞社における戦争責任の追及が、読売新聞社において最も激しく闘われた原因は、朝日や毎日では新聞社首脳が比較的早く退陣したのに対し、読売では従業員による退陣要求を社長の正力が最後まで拒否したからである。

正力は第一次争議を、「社内一部不逞分子」が「所有権を侵害」し、「経営権を奪取」せんとしたとし、「わが国経済界および思想界」のために一步も譲れないと考えたと述べている⁹⁾。彼は財界における行動隊長を自認し、資本主義擁護のために闘ったのである。彼は警視庁官房主事兼特高課長などの経歴をもつ警察官僚であり、「虎の門事件」（1924年1月）により懲戒免官の後、後藤新平から資金の融通をうけ読売新聞社の経営権を獲得し、資本家階級の末席を汚すことになった。

そして正力は、警視庁時代の部下で読売新聞社の重役陣をかためていた。そのことは同時に、読売新聞社の従業員が、敗戦時の日本においてもっとも思想的に目覚め、行動力のある従業員の集団であったことを意味した。敗戦当時の読売新聞社には、正力の「アカ保護政策」の結果、戦前の学生運動や社会主義運動の経歴を持つかなりの数の左翼が、編集部や中堅層に在籍していた。また工場には、大正期の印刷工ストを指導したアナーキストたちも存在していた。

読売争議で組合側を代表し経営陣の戦争責任を追及して奮闘したのが、吉野作蔵の弟子の鈴木東民^{とうみん}¹⁰⁾である。彼は東京帝大経済学部を卒業して1923年に大阪朝日新聞社に入社するが、日本電報通信社の海外留学生に応募しベルリン

特派員として8年間過ごした。だが、ナチス批判により日本に帰国せざるを得なくなり、帰国後、高橋雄弐外報部長の推挙で読売新聞社に入社し、外報部次長、同部長をへて論説委員となった。鈴木は太平洋戦争が始まる前からすでに警視庁の要視察人であった。そして戦争が始まると憲兵の監視役もついた。彼は読売新聞社に入社後も、各種の雑誌にナチス批判の論文を発表したからである。

左翼の戸坂潤、中野重治、宮本百合子、鈴木安蔵などの原稿は、内務省により1938年3月で原稿の掲載は禁じられていたが、1941年2月には矢内原忠雄、田中耕太郎やジャーナリストの馬場恒吾らの「自由主義者」たちも、執筆禁止者として雑誌社に内示された。それでも鈴木東民が書き続けられたのは、大新聞の部長であったことと、警察に強い正力のバックがあったからである。鈴木にはどういうわけか、右翼の大川周明の雑誌『亜細亜』からも執筆の依頼があったという。もちろん鈴木に圧力がなかったわけではなく、参謀本部からも彼のナチス批判や平和外交論に釘をさされた。

社長の正力にも、軍部やドイツ大使館から「鈴木をクビにせよ」と圧力がかけられた。しかし彼はこの要求に取り合わなかった。正力は右翼であったが太っ腹なところがあって、能力があつて安く使える左翼や左翼くずれをかまわず使ったという。彼は漫画部を新設して、全日本無産者芸術聯盟の機関誌『戦旗』の表紙絵を描いた柳瀬正夢を採用するとき、「彼はア力」だと注意された。実際、柳瀬はアナーキーと共産主義をもじって「穴明共三」という号を用いたこともある。しかし正力は、「それがどうかしたかね。赤だろうが白だろうが、絵がうまければそれでいい」と取り合わなかったという。

しかし、その柳瀬は終戦まぎわの1945年5月25日、長女・利子の疎開先に布団や衣類を

届けるために夜行列車を待っていた新宿駅で空襲にあい死亡した。享年45歳であった。戦争が終わった1年くらい後に、朝子夫人は柳瀬が隠しておいた彼の政治漫画が掲載された『無産者新聞』の完全揃いや、彼が逮捕されるまでの『赤旗』が全部そろっているのを、親友であった岩波書店支配人・小林勇に見せた。それは柳瀬が家を建てたとき壁の中に自分で塗りこめて保存したものであった。彼は新聞だけでなく天井裏や階段下などに工夫をこらした収納庫をつくり、大切なスケッチブック・カットの原画・展覧会の目録などはもちろん、留置所の差し入れ控えや囚人番号票まで大切に保管していた¹¹⁾という。

正力の「ア力保護政策」は彼の親分肌によるところもあったが、『朝日新聞』や『毎日新聞』に比べて『読売新聞』の後進性に根差していた。『読売新聞』は、正力が社長になった1924年2月の発行部数4万部から、1941年には191万部に急速に拡大した。これに対し、『朝日新聞』や『毎日新聞』は、1924年当時、東京において既に約50万部、大阪において約100万部を発行する大新聞であった。「小新聞」「文学新聞」「併読新聞」であった『読売新聞』が、1931年の「満洲事変」を画期として、ニュース中心の本格大新聞に脱皮するためには急激な人員と設備の充実が必要であった。

正力は「新聞人として有能勤勉な者」であるならば、「左翼・右翼の別なく採用する」という方針のもとに、「左翼的傾向の編集局員」を活用しつつ、急速に記者層の薄さをカバーしていった。第一次争議の指導者となった鈴木東民、志賀重義^{しげよし}（福島高商卒）、長文連^{ちょうぶんつら}（東京帝大卒）、坂野善郎^{ばんの よしお}（京都帝大卒）らは、いずれも1930年～1935年頃にかけて入社している。また読売新聞社が大学の新規卒業者を採用し始めるのは1936年からで、第1回の入社者のなかには

増山太助（京都帝大卒）や武藤三徳（日大卒）らがいた。第一次争議の指導者たちの大部分は、大卒の論説委員・部長・次長等のエリート記者であり、かつ戦前の学生運動・労働運動家としての経歴を有していた。そしてその主流をなしていたのは、志賀重義、長文連、坂野善郎、山主俊夫、片山睿、菱山辰一ら共産党員や講座派マルキストであった。

3. 読売新聞第一次争議の発端

さて読売新聞社第一次争議のきっかけは、1945年9月13日、論説委員と編集・調査・出版・経営など各部局の次長クラス40数名が、連名の進言書で社内機構の民主化、戦争責任者の総退陣、従業員の待遇改善などを要求したことにはじまる。正力社長がこれを拒否すると、社内に闘争をすすめる組織として10月19日に鈴木東民を責任者とする民主主義研究会がつくられた。

これに対し、正力は幹部社員を集めて「民主主義の研究や実践は社内で行なうべきでない、もし社員でこれを強行しようするものがあれば直ちに臍首する。民主主義研究会に参加するのは不逞の徒と断ぜざるを得ない。読売新聞社は正力個人のものであるから、新聞を廃刊するも会社を解散するも自分の意のままである」と言い放った。この頃は戦前には禁句で使えなかった「民主主義」という言葉が、新しい輝きをもって認められるようになったのである。若い記者たちも「民主主義とは何か」を勉強するようになった。

10月23日、読売新聞本社では第1回社員大会が開かれ、正力社長以下全重役、全局長の戦争責任による総退陣要求と従業員組合の結成が決議された。これに対し正力は翌日、進言書に名を連ねた論説委員の鈴木東民ら5名を解雇した。編集局にもどった鈴木は中満義親編集局長

を追い出し、最高闘争委員会の結成と『読売新聞』の生産管理を宣言した。そして11月10日、千人もの読売闘争支援のデモ隊が読売本社に押しかけたとき、身の危険を感じた正力は下駄箱に頭を突っ込んで尻をだして、部下に注意されて避難したという。

ところで、読売従業員による「戦争責任」追及のキャンペーンは、いかなる意味を持っていたのであろうか。それは第一に、支配階級と被支配階級の階級的対決点としての意義をもっていた。第二に、敗戦時においては旧社会体制の矛盾と動揺が万人の前に明らかにされ、労働争議が社会変革の運動としての内実をそなえる出発点となった。第三に、「戦争責任」の追及を帝国主義権力打倒の運動に深化せしめることが、労働者階級に課せられた課題であった⁶⁾。

そこで問題となるのが、「戦争責任」とは、如何なるものと理解されていたかという点である。読売新聞第一次争議においては、「戦争責任」とは最初、戦争中に「国民を誤導した責任」と表現されていた。これを「敗戦の責任」と理解する限りにおいては、正力社長もこれを認めるのにやぶさかではなかった。ここで「敗戦の責任」とは、日本帝国主義には非難されるべきものはないが、その指導層が相手の戦力を科学的に評価せずに、無謀な太平洋戦争に突入し、緒戦の戦果のもとで停戦の機会を逃し作戦指導を誤ったという意味で、天皇を正しく輔弼せず、また国民を誤導したという責任である。この場合は帝国主義戦争自体には何の責任もなく、負けたことのみに責任があることになる。したがって戦後の日本が、旧来の支配体制を温存し、再び帝国主義国家として再建されることを妨げるものではない。だから正力が「敗戦の責任」を認めても、その責任をとって社長を退陣することを意味していなかった。そのため労働者の「戦争責任」追及の内容は一層の深化を迫られ

た⁵⁾。

「戦争責任」追及に対する10月24日の正力社長の開き直った回答に接した従業員側は、自主管理下の新聞発行に着手し、10月25日の社説「『新聞』への断罪」、27日の社説「わらの主張」において、「戦争責任」について以下の見解を明らかにした。①「日本民主化」の前提条件として、「戦争責任」を追及する、②それは、「敗戦責任」ではなく、戦前、戦時における支配階級の一員として、積極的に戦争を遂行した「戦争責任」である、③たとえ国際法上の慣行に反する捕虜虐待、非人道的残虐行為等の「戦争犯罪者」として、あるいは政治上の「戦争責任者」として占領軍によって処断されない者であっても、新聞民主化のために「新聞財閥の首脳部およびその手先」「社長以下幹部」を「清掃」「退陣」せしめる、④同時に、「新聞従来旧機構・旧制度」を「廃止」し「民主主義体制の基礎」をかためるばかりでなく、「社会機構の全般的変革」めざす、ことを明らかにした。

1945年9月13日の戦争責任追及の「意見書」が正力社長によって拒否されて以後、従業員の間では組織運動論について次の三つの路線が対立した。すなわち①労農派マルキスト・渡辺文太郎経済部次長による「労働組合早期結成論」、②アナーキスト文選工の綿引邦農夫、布留川桂・信兄弟らの「自由連合主義」による「労働組合早期結成論」、③自由主義者・鈴木東民論説委員、講座派マルキスト・志賀重義資料部次長らの「労働組合結成時期尚早論」＝「民主主義研究会結成論」である。そして結局、「生産管理」のための闘争組織としての「闘争委員会」体制が結成された。

では労働組合とは異質の「生産管理」組織としての「闘争委員会」体制とは、いかなるものであったのか。第一次争議の「闘争組織」体制は「最高闘争委員会」を頂点に、「闘争委員会」「各

部闘争委員会」を下部組織とするものであった。「闘争組織」体制は、一応は決議機関、執行機関、スタッフ部門の三つに分けられるが、むしろ三者が一体化していた。決議機関としては「社員大会」、「工場関係従業員大会」、部・課・各課連合「職場会議」等があったが、これらは決議すると同時に行動する機関でもあった。なお「従業員組合」は1945年10月25日に結成されたが、第一次争議に際しては現実的には機能しなかった。それは組合と闘争委員会のメンバーがダブっており、組合の執行委員が全員「闘争委員会」のメンバーとして活動していたからである⁶⁾。

4. 「生産管理」の実態と編集権の確保

第一次争議においてとられた「生産管理」という戦術の最大の特徴は、「紙面製作の中枢機能」を占拠し、「民主主義に基づき紙面の刷新」を計ったことである。すなわち「生産管理」中の新聞作成は「編集委員会」が担当していたが、その中心メンバーは「最高闘争委員会」のメンバーが兼務しており、主として論説委員・部長・次長クラスの社員によって構成されていた。したがって彼らによって、戦争責任の追及、民主化、統一戦線支持を基調とする社説が掲げられた。だが論説委員・デスクと第一線の平記者との間にはギャップが生じる可能性があり、編集権の確立にも限界があった。

「闘争委員会」は、①資本の所有者＝経営者という正力体制を解体して、資本の所有者と経営者を分離し、②経営者と従業員が「経営管理委員会」をつくること、によって編集権の独立が確保されようと考えていた。しかし編集権の真の確保のためには、人事権の確保や財政的裏付けを必要とする。そのためには、「闘争委員会」は経営権や資本の所有権と対立せざるをえない。第一次争議後につくられた労資の代表からなる

「経営協議会」の設置で、目的が達せられるものではない。そのような機関は、結局は、労資協調機関に墮すことにならざるをえない性格のものだからである。

実際、生産管理中の「闘争委員会」は、資本の労務統括機構にどのように挑戦したのであろうか。まず職制機構についてみると、それは「生産管理」突入と同時に麻痺していた。その理由としては、①部長以下の管理職・職制の一部が争議指導者であったこと、②工務局の活版部においては、戦時中に伏黒活版部長排斥運動によってアナキストが一定の権威を確立していたこと、③「生産管理」突入時における従業員の決起によって、社内管理機構の無力化と「闘争委員会」の権威が確立されたことがあげられよう⁶⁾。

労働時間の自主管理については、①タイム・レコーダーの撤去、②労働時間制度の変更により、労働時間は3時間短縮され、③自発的労働原則の確立が行なわれた。しかし、「自発的労働」の原則は、自発的賃金決定と結びつかなければ一貫性をもたない。だが第一次争議においては、そのような問題提起は行なわれず、賃金は従来通りの方法で従来通りの額が支払われた。賃金の自主的決定は「生産管理」の持続のためにも決定的に重要であったが、「闘争委員会」は「資金難と年の瀬という難問」に直面して妥結を急いだ⁴⁾。なお第一次争議においては、賃金値上げ要求すら具体化していなかった。たしかに争議の最大の争点は「戦争責任」の追及であったが、目的達成のためには賃金値上げ要求の実現は不可欠であった。賃金要求の内容の具体化は著しく遅れており、このことが争議の持続力を弱める結果となった。

一方、従業員側の「生産管理」に対抗して正力社長のとった対抗手段は、闘争委員会幹部を「業務執行妨害、不法占拠、家宅侵入」等の

罪名で東京地方検事局に告発することであった。しかし終戦直後のこの時期、政府はGHQ経済科学局労働課の指示のもとで、戦前のような労働争議に対する警察権力による取締から、当事者間の交渉と三者構成による調停へと、労働争議対策の基本的変更を余儀なくされていた。

結局、東京地方検事局は正力の告発を不起訴にするが、その決定を11月末にいたるまで引き延ばしていた。そのため正力は東京都労働争議調停委員会の席上で決着をつけざるを得なくなった。読売争議調停小委員会の委員になったのは、中立委員(委員長)が末広^{いずたろう}巖太郎東大教授、会社側が鈴木文四朗元朝日新聞出版局長・品川主計・元外交官の田村幸策、争議団側が^{さくなみ}聴濤克巳・鈴木茂三郎・徳田球一だった。

徳田は正力が主導した第一次共産党弾圧事件で検挙され、18年間も獄中で非転向を貫き出所したばかりであった。調停小委員会は正力と徳田の全面対決の場となり荒れたが、12月3日に正力がA級戦犯容疑者に指名され、出頭期限直前の12月11日によりやく協定書に調印して調停は妥結し、翌日、従業員大会で承認された。その「協定覚書」と「附帯諒解事項」は次の通りである。

協 定 覚 書

1. 正力は社長を辞するとともに、現在の持株中総株数30%を超える分は他に適宜処分すること。
2. 会社を持ち株会社に改組し、正力氏の推薦する馬場恒吾氏を社長とし、小林光政氏を専務として補佐せしむること。
3. 社長と従業員代表者とをもって組織する経営協議会を設置し、編集及び業務に関する重要事項を協議すること。
4. 正力厚生会の理事長に正力氏の推薦する者を以てこれを充て、会社側従業員側同数の理事を出し、従業員全体の為にする福利

事業を行うものとする。

5. 社員の待遇改善に関する具体的内容は本協定成立に引続き調停委員会に於て、社の財政状態及び他社の社員待遇の実情を調査した上、労働協約により之を決定すること。
6. 争議を理由とする社員の解雇はすべてこれを撤回すること。
7. 退職者の待遇は旧新社長の決定に一任すること。
8. 会社は従業員組合を公認し、これと団体交渉を行い、労働協約を締結すること。
9. 本協定成立と同時に従業員側は一切の争議行為を停止し会社側は告発を取下ぐること、争議解決に関し紙上に掲載すべき記事に予かじめ双方の承認を得るものとする。

昭和 20 年 12 月 12 日

読売新聞社社長 正力松太郎

読売新聞社従業員組合代表

鈴木 東民

東京都労働争議調停委員会委員長

河原田稼吉

東京都労働争議調停委員会委員

末弘巖太郎

附帯諒解事項

第2号に関し、「高橋、中満、務台の三氏は退任し、小島、八反田氏両氏は留任すること。第3号に関し、「業務とは業務局の業務に限らず、一般業務を含むもの」と諒解、「重要人事については社長側より相談することあるべく、従業員側より申出を為すことあるべきも、義務的協議事項と為さざる趣旨」と諒解。第5号に関し「右調停委員会の事務は小委員会をして行わしむる趣旨」と諒解すること。

この「協定覚書」をみると、争議の最大の争

点であった「戦争責任」についてまったく触れていない。「協定覚書」の構成は、①第1項から第4項までの「民主化」と「戦争責任」を内容とする部分、②第5項から第7項の「待遇改善」「解雇撤回」等の争議の事後処理を内容とする部分、③第8項の組合の結成と団体交渉権の確認を内容とする部分、④第9項の附帯的条項からなる。だが第3項の「経営協議会」が「団体交渉権」の部分ではなく、「民主化」の部分に含まれていたり、第5項の待遇改善問題が争議の事後処理の部分に含まれていて構成に不整合がみられる⁶⁾。

そこで以下、この「協定覚書」の主要な内容である①戦争責任による正力社長の退陣、②経営協議会の設置、③待遇改善については調停委員会が調査し労働協約により決定するという点について見ておきたい。

「協定覚書」の第1項は正力社長の退陣を述べている。この正力社長の戦争責任による退陣は第一次争議の最大の争点であったが、「生産管理」突入以来、正力は一貫してこれを拒否していた。実は、正力の退陣は、「生産管理」の圧力によってではなく12月3日、GHQが彼を戦争犯罪人容疑者に指名したことによって、実現されたのであった。そして「協定覚書」の「附帯諒解事項」によって、編集に直接責任をもつ高橋雄毅副社長兼主筆、中満義親取締役編集局長、務台光雄常務取締役の退任が決まったことになる。ただし、正力の腹心である警察官僚出身の小林光政専務取締役総務局長の留任を認めたことは、後に大きな禍根を残すことになった。

争議調停委員会のもう一つの焦点は「経営協議会」であった。そして出来上がった「経営協議会」は、①徳田球一の主張した労働者のみで読売新聞を管理する「経営管理委員会」、②末弘巖太郎や鈴木茂三郎ら調停委員の主張した、労働組合と資本家が自主的かつ対等に協議する

「経営協議会」、③正力が主張した労使の「共存共栄」のための「経営参加機構」の妥協的産物であった。「協定覚書」は末弘の主張の線でまとめられているが、内実は正力の主張に傾いた線で「経営協議会」について妥協がなされたものであった。

こうして第一次争議は、占領軍の「民主化」政策のもとで正力以下重役陣の戦争責任による退陣と、新聞社機構の「民主化」の保障としての「経営協議会」体制をもたらした。だが「経営協議会」体制とは、「闘争委員会」体制が会社機構の中に組み込まれたものにほかならなかった。また「経営協議会」体制は労働組合の空洞化の体制でもあった。そのことが占領軍の反動政策への転換によって、第一次争議の成果の限界を表面化させることになる⁶⁾。

5. 読売第二次争議と「経営協議会」体制

第一次争議によって創られた「経営協議会」体制は、①「資本と経営の分離」と「従業員の経営参加」、②「資本家の機関紙」から「人民の機関紙」への転換をめざしていた。第二次争議は、「編集権」の確立を巡るGHQの新聞課と労使の争いに端を発している。第一次争議後の新体制での『読売新聞』の編集方針は、編集会議で決定されることになった。編集会議のメンバーは、社長、編集局長、編集局各部長、論説委員会当番幹事、編集企画委員会全員からなっていた。しかし、馬場社長は編集会議への出席をサボり、新聞編集上の実権は鈴木東民編集局長の手に移り、いわゆる民主『読売新聞』が発行されることになった。すなわち、馬場社長は闘わずして屈服したのである。

1946年5月20日のマッカーサーによる大衆示威行動禁止命令を画期とする占領政策の反動的転換と、吉田茂内閣成立に伴う国内支配勢力の立ち直りに際し、他の大新聞が一斉に「右

にならえ」の歩調を取ったのに対し、民主『読売新聞』だけは依然として闘争的で異彩を放っていた。民主『読売新聞』の紙面の特徴は、第一に「人民戦線」「民主戦線」の主張を編集の基本方針としていたことで、この立場から幣原内閣の総辞職を要求し、人民戦線内閣の結成を呼びかけた。第二に、組織された大衆的政治行動を重視し、「幣原反動内閣打倒人民大会」「メーデー」「食糧メーデー」などでキャンペーンをはった。第三に、「大衆的政治活動」の生産点における形態として「生産管理」を擁護した。そして民主『読売新聞』は、新しく誕生した吉田反動内閣と真っ向から対立していくことになった。

しかしながら、第一次争議によって成立した「経営協議会」体制とは、「生産管理」闘争のための「闘争委員会」体制が会社機構の中に取り込まれたものであった。それは、団体交渉権の裏付けのない「経営協議会」によって読売新聞社の運営を行おうというものであった。だから「経営協議会」体制がその後どのように進んでいくかは、会社側と従業員側の力関係に依存することになった。そして結局、「経営協議会」体制は、労働組合を強化し労働組合の団体交渉権・争議権を裏付けとして、経営協議会を労働組合の交渉機構の一部と位置づける道を選んだ。

では「経営協議会」体制の実態はどうであったのか。第一次争議後、旧「最高闘争委員会」はそのまま新組合の「常任執行委員会」になり、「闘争委員会常任委員会」は組合の「執行委員会」に、「闘争委員」は組合の「代議員」になった。これは「闘争委員会」機構が組合の機構に名前をかえただけのように見えるが、必ずしもそうではなかった。その実態は「闘争委員会」機構の解体と、組合機構の未成立という内容を含んでいたからである。なぜならば、「闘争委員会」機構は「生産管理」のための組織であっ

たが、それが組合機構に転化するためには新機構が団体交渉のための機構となる必要があったが、新組合機構は労資協調の場としての「経営協議会」によって代替されたからである。すなわち「経営協議会」体制は、生産管理なし、団体交渉なき労使協議の体制となったと言わざるを得ない状況であった。その結果、輪転機の復旧では成果をおさめたものの、最も期待されていた待遇改善の問題では成果を上げることができなかった。

このような「経営協議会」体制の限界に直面し、団体交渉を基本とする組合を強化する必要に迫られた。そのために常任執行委員会の若返りなど、組合の執行体制の強化がはかられ、特に従来の編集局中心の構成から工場労働者の最高幹部への起用がはかられた。そして労働組合と「経営協議会」との関係にも変化が起きた。それまで常任執行委員会のメンバーが経営協議会のメンバーになっていたが、新しい機構では「経営協議会」の組合側代表は労働組合員全員から選出するよう改められた。1946年5月8日の執行委員会では、最初に待遇改善の問題が取り上げられた。これが第二次争議直前の組合の状況であった。

一方、経営者側の状況はどうであったのか。会社側の陣容は、馬場恒吾社長の下に小林光政専務、小島文夫取締役工務局長、武藤三徳業務部長、安田庄司編集局長、岩淵辰夫主筆、渡辺文太郎政経部次長、柴田秀利政治部兼渉外部員といった構成であった。武藤と渡辺は第一次争議のときは闘争委員会の幹部だったが、出世を餌に会社側に寝返った人物である。安田は敗戦時に副主筆の地位にあったが、戦時中に砂田重政の顧問となってマレー軍政に躍った人物で、敗戦直後、戦犯として逮捕されるのを恐れて遁走していた。その後、彼は武藤の口利きや鈴木東民の努力で編集局顧問の職を与えられた

が、組合幹部の反対にもかかわらず馬場の要請と武藤の説得で編集局長に就任した。政治評論家の岩淵は、戦前に読売新聞政治部記者の経歴があり6月14日に主筆に就任するが、第二次争議終結後の10月19日には退社した。柴田は政治部記者で戦争中は陸軍少尉で社内の軍事訓練の責任者であった。英語が堪能だったので、GHQ新聞課との関係を深め馬場社長に重宝された。

会社側についた彼らは、GHQおよび日本政府対策、従業員・労働組合対策、販売対策に配置されて暗躍した。その様子は、増田太助の『読売争議 1945/1946』や東京大学社会科学研究所資料第7集『戦後危機における労働争議（其の二）』に詳述されている。後者は経営者側の陣営と彼らの行為について、次のようにまとめている。

彼らは、GHQの占領政策転換に乗じてGHQの權威をかり、吉田首相と密接な連絡をとりつつ「編集権」確立のための組合幹部の馘首を遂行していった。彼らは、「編集権」の確立のためのレッド・パージを願う「自由主義者」であり、反動政策の復活を願う元警視庁官房主事、元南方軍司政官、元陸軍情報部関係者であり、また第一次争議における指導者であった「出世主義者」であり、「労農派マルキスト」であった。これらの雑多な集団が、読売経営者陣でありその前線指揮官だったのである。そして、彼らの努力は、①GHQおよび吉田内閣の、馘首についての協力と支持をとりつけること、②読売従業員を分裂せしめて多数を経営側にひきつけること、③販売店主工作を進め、彼らを私的暴力装置として組織していくことに注がれていた⁷⁾。

読売新聞第二次争議は、1946年6月4日付『読売報知』紙面のプレス・コード違反事件に端を発している。占領軍は敗戦直後には日本の

民主化を推進したものの、1年もたたないうちに日本を反共の砦にすべく方針を大きく右旋回し、人民の民主化運動・労働運動・平和運動・教育運動などを敵視するようになり弾圧にのりだした。そして「食糧供給促進に新措置」と題する記事が、「ニュース記事に意見をさしはさんではならない」とするプレス・コード違反とインボーデン新聞課長によって認定されたのである。

これをチャンスと見た馬場は、編集方針の是非を問い、プレス・コード違反の責任をとって鈴木東民編集局長の辞任を要求した。しかし鈴木はこれを拒否した。インボーデンもこの時は、編集のチェック体制さえ整えば辞任の必要はないとの態度だったので、武藤業務局長、鈴木編集局長、板野善郎編集局次長の三者が話し合っ^て対策案をまとめ馬場に提出した。だが馬場は現在の編集体制では責任が持てないと言って、役員会とインボーデンに辞表を提出して返子に引っ込んでしまった。

馬場の奇策で手詰まりとなった事態の打開をはかったのは、戦時中大本営陸軍報道部におり、当時、政経部員兼渉外部員だった柴田秀利であった。柴田は大本営以来の旧知である吉田首相秘書官の福田篤泰^{とくやす}と連絡をとり、反共政策の推進を柱に吉田首相—マッカーサー元帥—馬場社長の間にパイプを通した。そして馬場はマッカーサーから呼び戻され、ペーকার渉外局長との会談がもたれた。そこで馬場復帰の条件として、鈴木以下6名の解雇という方針が伝えられた。この後すぐ、馬場は吉田首相とも面会して激励され、オールド・リベラリストから約4ヶ月にわたる第二次読売争議を取り仕切る反動的な権力者へと180度の転回を果たした。御厨^{みくりや}貴は馬場の伝記『馬場恒吾の面目』^{たかし}12)を書いたが、戦後の馬場についてはほんの少し触れただけで、墜落した「自由主義者」の本質が描か

れていない。

6月14日に、馬場は編集局の鈴木東民以下6名の幹部の首をきった。馬場はこの馘首を「編集権」確立のためと称し、社長を支持した従業員中の「各局連絡委員会」（のち「刷新委員会」、⁷⁾「読売新聞従業員組合」）もこの立場をとり、この機会をとらえて組合の主導権を鈴木らの手から社長支持派の手中に握ろうとはかった。そして彼は、吉田内閣およびGHQの走狗として、「経営権」「編集権」確立のためのレッド・パージの執行人としての役割を忠実に果たした。

第二次争議の第一期（1946年6月5日～6月26日）においては、争議の最大の争点は「編集権」問題にあった。だがそれは「闘争委員会」側の主張した「生活権」の問題や「労働組合破壊」の問題を排除するものではなかった。しかし新聞経営者が「編集権」を取り返すための体制を作り出すために、障害となる幹部従業員を馘首し「経営協議会」体制を破壊したという点を抜きにして、この時期の争点を理解することはできない⁷⁾。

それに対し第二期（6月29日～10月18日）の争点は、「労働組合破壊」の問題に収束していった。この時期は、6月26日のインボーデン講演と「社員大会」によって「編集権」問題は一応落着し、日本新聞通信放送労働組合（「新聞単一」）による労働委員会への提訴、組合幹部に対する左遷・馘首および刷新委員会従業員による新労働組合（御用組合）の結成が進められたからである。すなわち、会社側は7月3日、宮本太郎政経部次長ら組合幹部17名を地方支局等に左遷した。これは読売従業員組合の上部団体である「新聞単一」が、鈴木ら6名の馘首は「組合並びに経営協議会の破壊を企図せるもの」として労働委員会に提訴した報復であった。

ちなみにこの提訴は、6月29日のGHQ労働課長コーエンと馬場社長、聴濤克巳新聞単一^{きくなみ}

委員長、鈴木ら臧首者6名との会談で、「労働組合は解雇から組合員を擁護する権利をもつ」という談話に力を得て行なったものである。「闘争委員会」側は「組合の統一」のために、あえて提訴には反対していたが、聴濤委員長がそれを押して行なったものであった。組合幹部の左遷は明らかに組合の破壊を狙ったものであるが、それは「吉田反動内閣により全労働者階級に投げかけられた挑戦である」として、「闘争委員会」側は戦後最初の128日間に及ぶストライキに突入することになる。

新聞社における「編集権」確立という特殊形態を把握することに失敗した「闘争委員会」も、労働組合破壊による失業・低賃金・過剰労働・無権利状態などの反動攻勢を的確にとらえていた。第二次争議と並行して展開された国鉄75,000人、海員45,000人の解雇問題こそ、「闘争委員会」の先見性を示していた。

第二次争議で「闘争委員会」側がまず取った争議戦術は、会社側が6名の解雇者に対して発した「本社への出入を禁ずる」という通達に対し、強行入社するというものであった。これに対して会社側は、販売店主や暴力団からなる「警備員」という私的暴力装置を動員した。その際、「闘争委員会」側は「警備員」に殴られても徹底した非暴力主義をとったが、数の上でも志気の高さでも劣る「警備員」は、組合員のスクラムの前に編集局奪還の目的を達成することができなかった。

そのため会社側は6月21日、ついに「警察力」という公的暴力装置を発動させた。馬場社長は第二次争議の当初より、GHQ 渉外局長ベーカー准将、新聞課長インボーデン少佐、吉田首相の支持のもとで、「警察力発動」による争議の弾圧を考えていた。「警備員」という傭兵を使つての作戦が失敗に終わると、馬場はGHQ から警察に圧力をかけてもらった。その結果、丸の

内署の武装警官500人が出動して読売新聞社の編集局に乱入し、53名もの大量検挙が行なわれた。読売争議への警察権力への介入は、国家権力による労働運動への戦後初めての大弾圧であり、支配階級の自信を回復させるものであった⁷⁾。

この大量検挙にもかかわらず「闘争委員会」側は「闘争宣言」を発し闘争体制を強化したが、馬場は6月26日に予定されていた「インボーデン講演までに『新聞綱領に基づく編集権』の確立と『紛争の自主解決』ができなければ会社を閉鎖する」と従業員に宣言した。この威嚇戦術とインボーデンの講演が、その直後の「社員大会」に決定的な影響を与えた。

だが6月29日のコーエン労働課長の声明が、第二次争議後期のきっかけとなった。「新聞単一」の労働員会への提訴(7月2日)、提訴への報復処置としての16名もの第二次左遷人事の発表(7月3日)、組合少数派による工場ストライキへの突入(7月12日)と一気に闘争はエスカレートしていった。工場ストライキを実行したのは、第二次左遷人事にもっとも強く反対した工務局の文選工・植字工・印刷工ら工場労働者であった。

工場ストライキの通告を受けた馬場は、権力的弾圧によって解決すべくGHQを訪れマッカーサーに経過報告書を提出、吉田首相とも会見して検事局に告訴するように勧められた。また民間情報局長のニュージエント中佐からも告訴を勧められ、長文連ら31名を告訴した。そして警察権力を使ってスト破りを行おうと丸の内署および警視庁に要請したが、拒否された。6月21日の大量検挙が4名の送検に終わったばかりでなく、GHQ労働課と世論の批判にさらされていた事情があり、警察も動きづらかったのである。また検事局も不起訴としたため、新聞社側は公的暴力装置を使うことができ

ず、「警備員」の暴力による実力行使で工場を奪還する方針に切り替えた。

この「自力」による実力行使の特徴は、新聞社と労働組合の「再建協議会」側が一体となつて行なわれたことである。しかもそれは、政府・警察および占領軍 MP の庇護のもとで進められた。そして7月12日、「社長支持派」は「緊急従業員大会」を開き、「ストライキ決行派」と闘うことが決議され、増山太助、宮本太郎、綿引邦農夫ら16名のストライキ指導者を組合より除名することとし、14日の「組合大会」決議をへて、15日に「日本新聞通信労働組合読売支部」の名で増山以下40名を「除名処分」に付した。これは15日の新聞社による、31名もの大量誅首への道を掃き清めたものであった⁷⁾。

7月16日の会社側の工場奪還によって、争議団は労働委員会の裁定と他の労働組合との共同闘争に望みを託し、以後93日間の長期にわたる苦闘をつづけた。だが争議団の志気は極めて高かった。読売争議団は、吉田内閣の反動攻勢に対する全労働者階級の闘いの最前線にいるという使命感に貫かれていた。だからこそ、彼らは長期の闘いを続けることができたのである。

さて東京都地方労働委員会への提訴は、鈴木東民ら6名の解雇、増山太助ら16名の不当異動、「再建協議会」による「御用組合」の結成および増山太助ら31名の不当解雇の3回行なわれた。委員会は8月3日に「裁定案」を双方に提示した。争議団は裁定案に沿った解決を容認し、会社側も善処すると発表した。が、実際には何の譲歩も行なわなかった。もともと労働委員会の裁定案には何の法的拘束力もなかった。争議団は闘争で決着をつけるしかなかった。

争議団の活動は「工場放棄」後、他の労組との共同闘争に傾斜していった。7月19日には読売争議団応援の集会が開かれ、22団体（都

労連、産別会議（準）、国鉄東京、関東配電、日映演、関東電工、教育労働、全日本機器など）の代表50名が集まり「読売争議応援会議」が結成された。共同闘争のなかでも、国鉄労働組合・全日本海員組合との共同闘争は、大量誅首を撤回させた労働運動史上特に重要なものであった。国鉄、海員、電産を始めとする労働者との「共同闘争」と激励は、読売争議団を鼓舞しつづけた。争議団の機関紙『リンテンキ』の最終号は、「(吾々の闘争は)国鉄、海員、全炭、放送、電産、東芝をゼネストへ立ち上がらせた一つの要因ともなったのだ」と記した。

読売新聞第二次争議は、1946年10月16日、争議解決のため次の「約定書」に、新聞社を代表して馬場社長、日本新聞通信放送労働組合読売支部を代表して増山太助が署名・捺印して終結した⁷⁾。

約 定 書

日本新聞通信放送労働組合読売支部は、今回の争議に関し読売会社と左の解決条件のもとに、昭和21年10月16日午後6時30分調印を行い同時に同支部は一切の争議行為を停止するとともに、当事者双方互いに誠意を以てこれが円満なる遂行に当ることを約定する。

解 決 条 件

1. 鈴木東民氏以下6名は依願退社の取扱いをなすこと。
2. 長文連氏以下31名の誅首は撤回すること。
3. 他の犠牲者は絶対に出さざること。
4. 最低給料の引き上げについては十分考慮すること。

諒 解 事 項

1. 鈴木東民氏以下6名の誅首は依願退職と同様の退職慰労金を支給する。
2. 長文連氏以下31名は復社し夫々局付とし自発的に退職手続をとる。
3. 争議費用は項目別に内容を検討し支給する。

なお約定書締結の当事者の一方が「日本新聞通信放送労働組合読売支部」であるということは、争議団にとって組合組織を守ること、「再建協議会」側の「読売新聞従業員組合」を正当な組合とは認めないことを意味していた。これは、第二次争議中、「新聞単一」の読売支部が争議団側と再建協議会側に分裂していたが、争議団側の組合こそ正当な組合であるとの主張であった。

約定書調印後、馬場社長は第二次争議の「経過及び解決の事情」を発表し、「日本の労働運動に健全な方向を約束」するものであると述べた。一方、争議団の公式見解は、10月21日に「読売争議の解決に際して」という文書で表明された。そこでは「労働委員会の裁定の線」に沿って争議が解決した、労働運動の観点からみて共同闘争で大きな成果を収めたなど、「幾多の輝かしい勝利を獲得」して終わったと総括された。

『東大社会科学研究所資料第7集』⁷⁾の論文の最後には、読売第二次争議のまとめとして次のように書かれている。

「読売新聞第二次争議をめぐる諸政治主体の抗争とは、とりもなおさず、1946年5月から10月にかけての、占領政策の転換と、日本支配階級の立ち直りの第一歩をめぐる争いであった。そしてまた、「編集権」の確立をめぐる読売新聞第二次争議こそが、「経営権」確立をめぐる労使の対決の「天王山」にほかならなかった。ここにおける政府、経営者側の勝利が、日本経済の資本主義的再建の道をふみかためたのである。そしてまた、そこにおける読売争議団の128日におよぶ死闘が、低賃金・過度労働・無権利状態による資本主義再建の道に立ちはだかり、高能率・高賃金の戦後型日本資本主義へと利潤追求のメカニズムを転換せしめたのであった。」

6. 読売争議から何を学ぶか

これまで見てきたように、読売争議の重大な争点の一つは「編集権」の問題だった。新聞民主化運動切り崩しの切り札になったのが、占領軍が打ち出した「編集権」であったからである。ただし「編集権」という言葉そのものは、占領軍によって用いられた言葉ではなかった。ニュージェントやインボーデンらの声明や談話の中では、「editorial policy（編集方針）」とnews content（記事内容）の決定についての責任」という表現が用いられていた。労働課顧問のローマーも、「アメリカには編集権という言葉はない」と公式会見で言明している事実がある。「編集権」という言葉は、第二次読売争議のなかで占領軍によって与えられた概念を、「経営権」の新聞業界における特殊形態＝「編集権」として定着させたもので、それを造語したのが馬場恒吾であった¹⁾。

実は「編集権」をもつ新聞経営者に対して、労働組合などに対抗するために業界団体を組織するようGHQから指導があったが、新聞各社の反応は消極論が大勢であった。戦争中、業界団体が新聞統制に利用された苦い経験があったからである。しかしGHQの命令によって、1946年7月23日、「社団法人・日本新聞協会」が設立された。それは第二次読売新聞社争議で会社側が工場奪還を果たした1週間後のことである。

日本新聞協会の最初の事業として「新聞倫理綱領」（7月23日制定、補正1955年5月15日、改正2000年6月21日）が制定された。この倫理綱領は、「日本を民主的平和国家として再建するに当たり、新聞に課せられた使命はまことに重大である。これをもっともすみやかに、かつ効果的に達成するためには、新聞は高い倫理的水準を保ち、職業の権威を高め、その機能を完全に発揮しなければならない」という前文

に掲げた目的を達成するために、新聞はみずからの節制により報道、評論の自由に対し次のような限界を設けるとして、次の5点をあげた。

1. 報道の原則は事件の真相を正確忠実に伝えることである。
2. ニュースの報道には絶対に記者個人の意見をさしはさんではならない。
3. ニュースの取り扱いに当たっては、それが何者かの宣伝に利用されぬよう厳に警戒せねばならない。
4. 人に関する批評は、その人の面前において直接語りうる限度にとどむべきである。
5. 故意に真実から離れようとする偏った評論は、新聞道に反することを知るべきである。

この倫理綱領は、「報道の客観主義」の立場を宣明するものであるが、その文面からはっきりわかることは、日本の新聞支配層が占領軍の言論政策をそのまま受容したということである。そして、それは占領軍による言論・報道統制を日本の新聞支配層が肩代わりしたことを意味する。すなわち彼らは、占領軍に代わって、みずから「自主規制」という名の「検閲」を実行した。プレス・コードは、それを実行するための規則としてはたらいたのである⁸⁾。

さらに1948年3月16日には、日本新聞協会は次のような「新聞編集権の確保に関する声明」を発表した⁸⁾。

新聞の自由は憲法により保障された権利であり、法律によって禁じられている場合を除き一切の問題に関し公正な評論、事実に基づく報道を行う自由である。この自由はあらゆる自由権の基礎であり民主社会の維持発展に欠くことが出来ぬものである。またこの自由が確保されて初めて責任ある新聞が出来るものであるから、これを確立維持することは新聞人に課せられた重大な責任である。編集権はこうした責任を遂

行する必要上何人によっても認められるべき特殊な権能である。

1. 編集権の内容 編集権とは新聞の編集方針を決定施行し報道の真実、評論の公正並びに公表方法の適正を維持するなど、新聞編集に必要な一切の管理を行う権能である。編集方針とは基本的な編集綱領の外に随時発生するニュースの取扱いに関する個別的具体的方針を含む。報道の真実、評論の公正、公表方法の適正の基準は日本新聞協会の定めた新聞倫理綱領による。
2. 編集権の行使者 編集内容に対する最終的責任は経営、編集管理者に帰せられるものであるから、編集権を行使するものは経営管理者およびその委託を受けた編集管理者に限られる。新聞企業が法人組織の場合には取締役会、理事会などが経営管理者として編集権行使の主体となる。
3. 編集権の確保 新聞の経営、編集管理者は常時編集権確保に必要な手段を講ずると共に、個人たると、団体たると、外部たると、内部たるとを問わずあらゆるものに対し編集権を守る義務がある。外部からの侵害に対してはあくまでもこれを拒否する。また内部においても故意に報道、評論の真実公正および公表方法の適正を害し、あるいは定められた編集方針に従わぬものは何人といえども編集権を侵害したものとしてこれを排除する。編集内容を理由として印刷、配布を妨害する行為は編集権の妨害である。

ここに示された「編集権」は、占領軍をバックとした新聞経営者から、繰り返し主張されていた内容そのものである。その第一の特徴は、それが外部からの侵害に対してよりも、もっぱら「内部からの侵害」の懸念に貫かれていることである。このように規定された「編集権」は、かくして、もっぱら新聞の編集方針の決定過程

から新聞労働者を排除し、その労働権を制限する理論的根拠として機能することになった。

すなわち、一方で「定められた編集方針に従わぬものは何人といえども編集権を侵害したものとしてこれを排除する」とされたが、他方では、その編集方針の決定は会社側だけが有する排他的権利であって、労働者・労働組合側はこれにいささかも関与できないとする「編集権」条項が、総司令部の指導によって、各社の労働協約・就業規則等に盛り込まれていったのである。

しかも、そればかりではなく、「編集権」侵害に対する懲戒に関しては救済規定がほとんどないに等しいところが多かった。したがって、そうした労働協約等のもとでは、単に、「編集権」侵害を理由に解雇・懲罰が一方的に行なわれる恐れがあるのみならず、編集方針に対する批判すら禁じられ、ひいては労働協約等の「編集権」条項改定の試みすら、「編集権」侵害としてしりぞけられる可能性が強いのである。「編集権」は、こうして、言論機関の民主的運営や受け手大衆との交流の契機を、制度的にも奪ってしまうという機能を発揮したのである。そして「編集権」はレッド・パージまで猛威をふるった。レッド・パージによって労働運動が徹底的に弾圧され、労働運動が停滞すると「編集権」をあからさまに持ち出す必要はなくなった。だが「編集権」そのものはなくなったわけではなく、現在も隠然たる力を持ち続けている⁸⁾。

終戦直後に誕生した日本国新憲法は、すでに「言論、出版その他一切の表現の自由」をいかなる留保もなしに保障しており（21条）、しかも「不断的努力によって、これを保持しなければならない」ことを規定していた（12条）。ところが、新聞、通信、放送の経営者たちは、不断的努力を放棄しただけでなく、みずから言論の自由を歪曲、圧殺する側に立ったのであ

る。そして、その後、現在に至るまで、これら各事業は、同じ性格の経営者によって運営されてきているのである。国の権力者に取り込まれた昨今のマスメディアの体たらくを見るにつけ、ジャーナリズムの使命とは何か、知識人としてのジャーナリストの社会的責任とは何かが、いま改めて問われる所以である。

参考文献

- (1) 新井直之『新聞戦後史—ジャーナリズムのつくりかえ—』双柿舎（1979）
- (2) 今井光男『占領期の朝日新聞と戦争責任—村山長拳と緒方竹虎—』朝日新聞社（2008）
- (3) 増山太助『読売争議 1945/1946』亜紀書房（1976）
- (4) 宮本太郎『回想の読売争議—あるジャーナリストの人生—』新日本出版社（1994）
- (5) 山本潔『読売争議（1945・1946年）』御茶ノ水書房（1978）
- (6) 『戦後危機における労働争議—讀賣新聞争議—』東京大学社会科学研究所資料第6集（1973）
- (7) 『戦後危機における労働争議—続・讀賣新聞争議（1945～46）—』東京大学社会科学研究所資料第7集（1974）
- (8) 右崎正博「占領軍の言論政策と言論の自由」『早稲田法学会誌』24巻（1974）
- (9) 正力松太郎『讀賣新聞争議の真相—東京都調停委員会席上における経過報告』小林社會問題研究所（1945）
- (10) 鎌田慧『反骨—鈴木東民の生涯—』講談社文庫（1992）
- (11) 井出孫六『ねじ釘の如く—画家・柳瀬正夢の軌跡—』岩波書店（1996）
- (12) 御厨貴『馬場恒吾の面目—危機の時代のリベラリスト—』中央公論社（1997）

＝資料＝

憲法違反の「安全保障関連法案」の廃案を求める声明

2015 年 9 月 2 日 福井大学「有志の会」

安倍政権は「安全保障関連法案」を多くの憲法学者や国民の声を無視して衆議院で強行可決し 9 月末までの大幅な会期延長を行い、現在参議院での審議を踏まえて法案の成立を狙っています。これに対して、私たちは今こそ声をあげなければならない、なんとしてでも将来に禍根を残す憲法違反のこの法案の成立を阻止しなければならないと考えています。今回の安倍政権の執念ともいえる企てに対して、日本の平和を守り子どもや若者を戦争に行かせないために、私たちは今こそ立ち上がるべきときだと考えています。福井大学のすべての教職員及び学生・院生、OB・OG 等と呼びかけます。この法案への反対の意思表示に賛同されることを心より呼びかけます。

安倍政権は憲法 9 条の解釈を変更し、これまで認められていた個別的自衛権に加えて、米国のような日本とつながりの深い国が攻撃され、日本の「国の存立」に関わる危険性がある場合は、自衛隊の武力行使を認めるという集団的自衛権を可能とする憲法解釈を主張しています。従来の政府見解は、内閣法制局が 1972 年に示した答弁書で「72 年見解」と呼ばれていますが、そこでは、憲法 9 条によって日本は自国を守るためには必要最小限度の武力しか使えず集団的自衛権は認められないという立場でした。安倍政権は、日本の置かれている安全保障環境が変わり我が国の存立を脅かすことも現実になり得るゆえ自衛の措置としての集団的自衛権行使は認められると主張しています。自民党推薦の

憲法学者である長谷部恭男早大教授は、「従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかない。法的な安定性を大きく揺るがす」と述べ、安倍政権の姿勢を厳しく批判しました。他の憲法学者の大半も、「72 年見解」の立場では集団的自衛権の行使は認められないこと、集団的自衛権行使を認めるならば憲法改正を先にすべき、という立場です。

国民の権利を守り権力者を縛る存在としての日本国憲法を、時の政権の判断で勝手に解釈が変えられることは、立憲主義の精神からは断じて認めるわけにはいきません。参議院の特別委員会は 8 月 3 日「法的安定性は関係ない」と発言した礒崎陽輔首相補佐官を参考人として招致し礒崎氏は発言を撤回し謝罪しました。日本共産党の小池晃氏が暴露した「自衛隊内部文書」によって米軍指揮下の自衛隊の暴走が明らかとなっています。マスコミ各社の世論調査では今回の法案の成立反対が賛成よりも多く、十分に説明していないという回答もかなり高い数値となっています。また、安倍政権の支持率も 7 月の世論調査では不支持が支持を大きく上回っています。このような国民の意思表示を安倍政権は謙虚に受けとめるべきではないでしょうか。

以上より、多くの方々が法案成立反対の意思表示を行い、共に行動に立ち上がることを心より呼びかけます。今こそ立ち上がらなければ、絶対に日本の将来に禍根を残すことは間違いないのではないのでしょうか。皆さまが賛同署名に参加されることを期待しています。



編集後記

本号は「戦争法案」反対運動のミニ特集号となった。

巻頭には、9 月 14 日から福井駅前行なわれた 5 日間わたる「戦争法案」反対座り込み活動取材した、朝日新聞記者・下地毅氏の詳細なルポを載せた。5 日間毎日福井駅前に通い詰めて書いた渾身のルポであり、福井県における「戦争法案」反対運動の記録としても貴重である。憲法違反の「戦争法案」反対運動は、歴史に残る全国的な盛り上がりを見せたが、福井でも様々な運動が展開された。その全体の動きについては、福井県革新懇の松原信也事務局長にまとめていただいた。またこの問題に関する福井大学内の動きとして、福井大学「有志の会」の声明を資料として載せた。

安倍総理は「積極的平和主義」なるものを提唱しているが、その中心をなす考えは「集団的自衛権の行使」である。「集団的自衛権の行使」とは、日本が攻撃されていなくとも憲法 9 条に違反して軍事同盟国のアメリカと海外で一緒に戦争をすることである。すなわち「積極的平和主義」とは、その言葉とは正反対の「積極的戦争主義」のことに他ならない。安倍総理は国粋主義者なのに日本語を大切にせず貶めている。日本の国是である絶対平和主義を否定する軍国

主義者が日本の首相であることは、まさに世界に日本の恥を曝していることに他ならない。

さて水環境の専門家である福井大学の三浦麻氏には、支部例会で講演していただいた「身近な水環境のはなし」を投稿していただいた。水環境について考える場合、まず知っておきたい基礎的な知識から説き起こしているの、水そのものの大切さ、そして水環境を守ることの大切さがよくわかる。水環境の保全はあらゆる生物に関係することであり、当然、その影響はわれわれ人間の生存にも関わってくるからである。福島第一原子力発電所の事故で放射能汚染された福島の水環境は、どうなっているのか心配である。

憲法違反の「安全保障関連法案（戦争法案）」の強行を計った安倍内閣の暴走を許した責任の一端は、権力に取り込まれたマスメディアにある。筆者の原稿「新聞社およびジャーナリストの戦争責任と読売新聞大争議」は、マスメディアやジャーナリストの社会的責任について考えるべく、歴史を知らない若者のために、今よりはるかに厳しい状況にあった終戦直後の占領期に闘われた読売新聞大争議の様子について書いてみた。

(高木秀男)

福井の科学者	第 125 号	2015 年 12 月 1 日発行
編集・発行	日本科学者会議福井支部 頒価 500 円	
連絡先	〒910-8507 福井市文京 3-9-1 (郵送の場合) 福井大学大学院教育学研究科 (680 円) 教職開発専攻 (教職大学院) 森透 研究室気付 TEL/FAX 0776-27-8725 E-mail t-mori@u-fukui.ac.jp	

＝会員の著書紹介＝

書名 **畜産物と健康** —卵・牛乳・肉の生産から考える

著 者 加藤武市 発 行 科学堂
発行年月日 2005 年 6 月 定 価 1500 円

福 井 県 医 療 生 活 協 同 組 合

〒 910-0026 福井市光陽 2 丁目 18 - 15 TEL (0776) 27-2318
FAX (0776) 24-8290

光 陽 生 協 病 院

TEL (0776) 24-5009

つるが生協診療所

TEL (0770) 21-0176

ショートステイきらら

TEL (0776) 21-8525

光陽生協歯科診療所

TEL (0776) 24-8784

光陽生協クリニック

TEL (0776) 24-3310

たけふ生協歯科診療所

TEL (0778) 22-5666

デイケアさんさん

TEL (0776) 24-5524

さかい生協歯科診療所

TEL (0776) 67-6333

光陽訪問看護ステーション

TEL (0776) 24-9996

つるが生協在宅総合センターなごみ「和」

TEL (0770) 25-4311

光陽ホームヘルプステーション

TEL (0776) 24-9997

小規模多機能介護施設しんじょういこい

TEL (0776) 60-2110

光陽訪問看護ステーション居宅介護支援事業所

TEL (0776) 24-9990

総合企画印刷

広告・パンフレット・DM・雑誌・記念誌・機関誌
自費出版・会員名簿・会員管理・アンケート集計

(有)ワープロセンター HOPE

〒 915-0847 福井県越前市東千福町 21-4
TEL: (0778) 24-1146 FAX: (0778) 24-2339
e-mail: hope01@galaxy.ocn.ne.jp